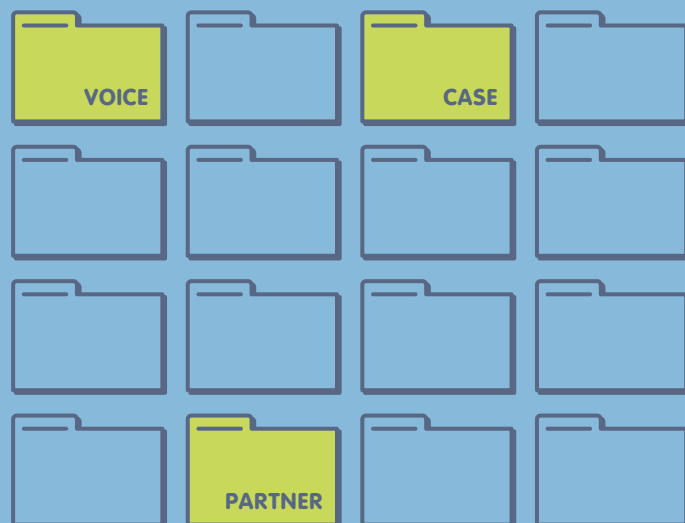


こども家庭庁 令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業
虐待を受けたこどものトラウマケアについての実態把握等に関する調査研究

トラウマケアに取り組む 児童相談所等事例集



CONTENTS

PART I 社会的養護の経験者（ケアリーバー）の声

VOICE	当事者（ケアリーバー）の声	02
-------	---------------	----

PART II 児童相談所におけるトラウマケアへの取組事例

CASE 01	北海道函館児童相談所	07
CASE 02	岩手県一関児童相談所	11
CASE 03	東京都児童相談センター（第二担当）	15
CASE 04	大阪府貝塚子ども家庭センター	19
CASE 05	兵庫県中央こども家庭センター	25
CASE 06	岡山市こども総合相談所	29
CASE 07	広島県西部こども家庭センター	33
CASE 08	高知県中央児童相談所	37
CASE 09	大分県中央児童相談所	43
CASE 10	沖縄県中央児童相談所	48

PART III トラウマケアにおける連携機関の活動

PARTNER 01	大阪府中央子ども家庭センター ころこケア	53
PARTNER 02	兵庫県ころこのケアセンター	58

PART I

社会的養護の経験者 (ケアリーバー)の声

本調査研究検討会委員の所属団体の協力を得て、虐待を受け、社会的養護の下で過ごした経験を有する当事者（ケアリーバー）に、トラウマからの回復に重要なこと、児童相談所におけるトラウマケアの課題等についての意見をうかがった。

意見の概要

- 当事者は、支援者・関係者に、こどもの回復のペースに合わせてくれること、対等な目線で接してくれること、「自分事」として接してくれること、自分の味方であると信頼できること等を望んでいる。
- 児童相談所におけるトラウマケアの充実に際して、当事者からは、安全・安心な環境や信頼関係を構築すること、こどもに関わる多くの大人にトラウマインフォームドケアの視点が普及すること、トラウマのアセスメントやケアの目的・内容や今後予見されること等についてこどもにわかるように説明すること、措置解除後も見据えた長期的な支援を視野に入れること等への要望がみられている。

虐待を受け、社会的養護の下で過ごした経験を有する当事者に、トラウマからの回復に重要なこと（支援者・関係者との関わりの中で気持ちが楽になったシーン等）、児童相談所におけるトラウマケアの課題（当事者の立場から望むこと）について、意見をうかがった。



トラウマからの回復に重要なこと （支援者・関係者との関わりの中で気持ちが楽になったシーン等）

支援者・関係者との関わりの中で、こどもの気持ちが楽になるシーンがある。そのような役割を果たす支援者・関係者に共通するキーワードとして、当事者たるこどもの回復のペースに合わせる、対等な目線で接する、「自分事」として接する、こどもの味方であると信頼される等が挙げられた。児童相談所には、こどもの回復につながるそのようなキーパーソンをみつけ、連携することも重要と考えられる。

(1) Aさんの場合

- 一時保護中に、こどもシェルターの職員が手紙をくれた。心の整理がついていなかった私に、急かすことなく、「家族でも離れたときには離れてもよい」と言ってくれた。

(2) Bさんの場合

- 里親家庭で暮らしていたときに、その家に居候していた大人の人がいた。私と似たような立場だったこともあり、対等な目線で、私のことを理解してくれて、私と一緒に悩みたいと言ってくれた。
- 似たような境遇にあり、年の近いお姉さん、お兄さんのような存在の人が話を聴いてくれる環境は重要。今振り返ると、（虐待を受けたのは）自分が至らなかったせいだと思っていた当時の自分に、「あなたのせいではないよ」、「一緒に考えてくれる人がいるよ」と言ってあげたい。
- そのように接してくれる存在がいなかった時期には苦しかった。「自分事」として接してくれる大人がいたら、状況は違ったのではないかと感じる。

(3) Cさんの場合

- 子どもシェルターに保護されたときの担当弁護士が大きな存在となった。当時はトラウマについて話することができなかったが、この方が親身に生活を支えてくれた。その後も、自分の感情を表すことができるようになるのに数年を要したが、長い時間をかけて一緒に過ごしてくれた。私のペースを尊重して、待ってくれた、寄り添ってくれたことは大きかった。「この人は私を見捨てない」と思えたので、アルバイト、学校等の活動に携わろうと思えた。一人でもよいので、そのような大人がいることが大事である。

(4) D さんの場合

- 自分は、どのような出来事が生じたらしんどくなるか、楽になるかを知ったり、しんどくなった場合にどのように対処すれば回復するかを整理したりすることは有効だった。児童心理司等の専門知識を持った人がこどもにこのような方法を伝えてくれることは重要である。

B 児童相談所におけるトラウマケアの課題（当事者の立場から望むこと）

児童相談所においては、トラウマケアに臨むに際して、まずは安全・安心な環境を確保し、こどもとの信頼関係を築くとともに、関係する大人がトラウマの視点を持つこと等が重要との意見がみられた。また、こどもがトラウマケアの意義や方法について理解できるように丁寧に説明することが求められている。

(1) 児童相談所に期待すること（全般）

- 虐待等により、社会的養護を受けることになったこどもが最初に出会う大人が児童相談所の職員であるが、一方で、児童相談所の対応で傷つくことも少なくない。こどもが自分の意見を述べるには相応の時間を要するのに、職員の接し方に忙しさが垣間見えたり、流れ作業のようなものを感じたり、味方なのかかわからなくて不安になったりすることがあった。
- 児童相談所にとっては数ある中の 1 件かもしれないが、こどもにとっては保護されることで人生が変わる。当事者たるこどもの声を聴いてほしいし、声を上げられないこどもの心を理解しようとしてほしい。

(2) まず、安全・安心な環境、信頼関係の構築が必要

- 児童相談所に対して一定の抵抗感を持っているこどももいる。そのため児童相談所の職員と接する際、こどもにとっては、安全・安心な環境が確保されていること、職員との間に信頼関係があること等が重要となる。
- 児童相談所の職員との面談は、自分が何か「問題行動」を起こしたとき、半年に一度計画や書類を作成するときに行われるとの印象があった。「問題行動」があった場合には、児童心理司との面談で何か言うと、児童福祉司からの指導につながってしまうと感じることもあったため、自分自身のことを話せる環境との認識はあまりなかった。
- 面接時等に事務的に扱われている印象を受けると、こどもにとっては向き合いたくなくなる。職員が忙しいのは大人の都合でしかない。
- こどもが児童相談所に行くのではなく、児童相談所の職員がこどもの生活の場に来て、生活をみてもらって、こどもが困っていたら助けてくれる環境になってほしい。
- この人（児童相談所の職員）は味方か、中立的な人かを観察していた。こどもの回復を支援する立場の人が、養育者寄りの発言をしたり、制度的な制約について述べたり、指導的な関わりをしたりすると、絶望して頼れなくなってしまう。
- 職員の入れ替わり（異動）が頻繁で、安心して相談できる人間関係を継続することが難しい。担当はあまり頻繁に変わらないことが望ましい。
- 親から性的虐待を受けたこどもにとっては、狭い空間での男性職員との面接はしんどい。こども側が面接者を選べるようになるとうい。

(3) こどもと関わる大人がトラウマインフォームドになることへの期待

- 児童養護施設には心理職が配置されていたため、しんどいタイミングで心理職と話ができる機会があった。一方で、里親委託やファミリーホーム入居となると、養育者はトラウマに関する知識を持っていないことが多い。養育者はこどもが発信する SOS に気づかず、こどもにとっては二次受傷になったり、養育者にとっても難しい対応になることがある。
- 養育者のみならず、こどもと関わる大人をサポートする仕組みが必要であり、TIC 研修の普及等が重要と思われる。
- 特に、社会的養護に入ったのちに、支援者等から受けた被害やトラウマについては、周囲の大人に言い出しづらい。周囲の大人がアンテナを高く張って、SOS のサインに気付いてほしい。
- 回復に向けたケアにおいては、継続的に関わってくれる大人が重要である。児童相談所や施設の職員である必要はなく、周囲の大人等が継続的に対等な目線で関わってくれとありがたい。児童相談所の心理司には話せないことでも、外部の第三者には話せることもある。

(4) アセスメントやケアについては、何のために何を行っているのか、こどもが理解することが不可欠

- 例えば、アセスメントやケアに際しても、こどもには何の目的でどのようなことをするのか分からないまま進められることがあった。
- 本人が何のためにやるのかを理解していなければ、十分な効果は得られない。こどもにわかる言葉に置き換えて、十分に説明してもらうことが不可欠である。
- 面談を通じて、自分と向き合い、整理できることが実感できたら、面談に積極的に通っていたかもしれない。
- 心理的ケアを受けたいと思ったときには大人に相談することが必要となるが、信頼関係がないと相談できない。こどもが直接アクセスし相談できるような SNS 相談窓口等が有効かもしれない。

(5) 今後どのようなことが起きうるのか、何が選択できる／できないのか等の説明が重要

- 自分が保護されたのが高年齢になってからだったため、児童相談所に行った後にはどうなるのか、自分で調べることができたが、年齢によってはまったく情報がないまま保護されることもある。保護された後の選択肢が知らされるとよい。また、希望した児童養護施設への入所がかなわなかったが、その理由についても説明してほしい。
- 親との関係性をどうするか考えた結果、縁を切ることにしたが、その後しばらくしてから親が把握している情報を得られないというデメリットがあることを知った（例：予防接種情報が得られない等）。デメリットも説明してもらった上で、判断できるとよかった。

(6) 措置解除がトラウマケアの終わりではない

- 高年齢となり、社会的養護を離れていくこどもにおいては、引き続きトラウマケアが必要な場合にも、継続的なケアが期待できない。
- 措置解除に伴い、生活が崩れてしまうこどももみられる。ケアリーバーであっても、適切なケアや治療を受けることができるように、継続的な支援が重要である。自分で医療機関を探して通院するのは非常にハードルが高い。

IFCA「ユース・プロジェクト」の概要

International Foster Care Alliance (IFCA) は、すべての子どもと若者が愛され、支えられ、自身の可能性を最大限に発揮できる社会の実現を目指す NPO 法人である。「ユース（社会的養護の当事者）」「ケアギバー（こどもの日々のケアに当たる人たち）」「プロフェッショナル（児童福祉の専門職）」の 3 つのプロジェクトを通して、社会的養護の改革を目指し活動をしている。

上記のうち、「ユース・プロジェクト」では、ユースの声を発信することで“社会を改革すること”、そして“ユース自身が成長すること”を基本的な考えとし、概ね 17～27 歳までのメンバーが活動を行っている。実際に社会的養護の下で過ごした経験のあるメンバーが、「ユースボイス（当事者の声）」を発信することで、より良い社会的養護の実現に影響を及ぼしていく活動をしている。

PART II

児童相談所における トラウマケアへの取組事例

児童相談所アンケート調査に協力
いただいた児童相談所、及び本調査
研究検討会委員に推薦いただいた児
童相談所のうち 10 件に、ヒアリン
グを通じて、トラウマケアの取組の
経緯・体制、実施状況、関係者等と
の連携状況、研修の実施状況等をう
かがった。

取組の概要

- 児童心理司を中心に、嘱託医、多職種と協力しながらトラウマケアに取り組む
- 所内で TIC を推進中。多職種による TIC 研修も実施
- トラウマに対応した／特化したケアに向けては、児童心理司の異動等で専門性が蓄積されにくいことが課題
- 関係者との連携に向け、児童相談所は、トラウマケアに関する知識の周知や、児童、保護者、関係機関への助言・指導・調整を行う役割を担うべく努める

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

- 同相談所の嘱託医がトラウマケアに精通しており、従前から様々な助言を受けることができていた。
- 近年、北海道では TIC を積極的に導入すべく、研修等に取り組んでいる。虐待や事件の背景にある親子のトラウマについて、児童相談所全体としての理解や対応を進め、親子への実用的な助言に結びつけることを目指している。
- トラウマケアへの取組は、北海道が実施する研修を受けたり、基本的知識を所内で共有したりすることか

(2) 実施体制・対応方針等

- トラウマケア専門のチームはないが、児童心理司 6 名が所属する判定援助係が中心となり、児童福祉司や一時保護指導員と協力しながら、トラウマケアを推進している。
- 経験豊富な児童心理司がトラウマケアを担当している。異動により児童心理司が減ることもあり課題である（北海道では児童福祉司が不足しており、児童心理司から児童福祉司への異動も少なくない）。
- 嘱託医 1 名が月 1 回配置されている。トラウマ治療等の専門性が高く、長期にわたる信頼関係もあるため、適宜スーパーバイズやコンサルテーションを得ることができている。一方、時間的な制約から、多くのケースに関与してもらうことは難しい。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

(1) トラウマアセスメントへの取組

- 令和 5 年度に児童虐待通告を受理したこどものうち、児童心理司が関与した割合は 1 ～ 4 割程度だが、一時保護児童や性的虐待を受けた児童については、全件聴き取りを行っている。
- 保護に至らない、遠方に預けられているこどもについては、十分に面接や聴き取りができない状況もある。また、低年齢児については、アセスメントできないこともある。児童福祉司等にアセスメントの重要性を理解してもらい、周囲の協力を得ながらアセスメントを実施していくように努めている。
- アセスメントに際しては、トラウマの観点からの情報整理、面接・フリートーク、聴き取り、トラウマ体験等を問う質問紙（TSCC、A-DES 等）等、あらゆる方法を活用している。

- アセスメントすべきケースに関する明確な選定基準がないこと、専門性を有する児童心理司が限られていること、時間が確保できないこと等が課題である。
- 施設入所時、帰宅時等に、担当児童心理司から直接、検査の結果や所見を関係者に伝えている。また、今後予想される症状、関係者にお願いしたいこと等を共有している。

(2) トラウマケアへの取組

① トラウマインフォームドケア

- トラウマアセスメントを行ったこどものほとんどに対し、TIC の視点で関わっている。
- TIC を所内の共通認識とすべく、意識喚起、学習会、医師や施設の心理職との連携等に努めている。
- 全職員が TIC を“自分事”としてとらえ、日常活動に活かすようになるまでには、さらなる時間が必要である。職員が同じ方向を向けるように、ガイドライン等の策定・提示も重要ではないかと考えている。

② トラウマに対応したケア

- 一時保護中の児童等を対象に、トラウマ体験・反応の心理教育や、こどもに合わせた心理療法等を行っている。また、他職種や関係機関にケアの必要性を説明している。
- トラウマに対応したケアに関する専門性の習得が課題である。

③ トラウマに特化したケア

- トラウマアセスメントを行ったこどものうち、トラウマに特化したケアを実施するのは2割未満。
- 嘱託医が来所していない時は、メール等で相談・助言を得ている。また、定期的にこどもや保護者、関係機関に感想を聴いたり、他職種を通じてこどもの行動を把握したりして、ケアの評価を行っている。
- 管内の面積は広大で、ケアの継続に向けては距離の問題が妨げとなりやすい。また職員の異動により、組織内に専門性が蓄積されにくいことも課題である。

④ こどもの生活史の整理と意味づけ

- 施設入所・里親等委託をしたこどもの5～6割程度にこどもの生活史の整理と意味づけを行っている。
- 虐待ケースについては、初回介入時から、できるだけ関連情報の収集を行っている。

C こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

- 児童相談所に一時保護施設が併設されており、職員との交流は日常的にある。一方、トラウマの理解が行き渡っているとは言えない。
- 家族には、児童を帰宅させる際に、トラウマ症状等を理解してもらう機会を作り、ともに取り組む姿勢を持ってもらうよう努めている。
- 一部の入所施設については、心理司との情報共有や連携ができています。
- 里親は、必ずしも虐待への理解が進んでいるとは言えないため、登録時や更新時の研修に盛り込んだり、委託中に確認する中で周知に取り組んでいる。
- その中で、児童相談所は、トラウマケアに関する知識や連携の方法を周知し、随時、児童や保護者、関係機関に助言・指導・調整できるようにすべきと考えている。

D こどもへのトラウマケアに関する研修

(1) 職員向け研修

- TICに特化した研修を年2～3回実施しており、初任者研修にも組み込んでいる。主な対象者は児童心理司、児童福祉司、里親養育支援児童福祉司、一時保護指導員等。誰でも参加可能だが、上記以外の職種の受講者は多くないので、未受講者には受講を促している。
- 受講しただけでは実務で実践できない場面が見受けられるため、一步踏み込んだ研修内容にしたいと考えている。
- 北海道が実施する研修に参加している。令和5年度のテーマは「性被害児童対応研修」。性被害児童の事案に携わったことがある職員を参加させ、復命研修として所内で伝えてもらっている。
- 判定援助係内では、経験豊富な児童心理司等が指導役となって、ケーススタディを実施することがある。ただし、多職種を対象としたものとはなっていない。
- 新たな研修を導入しているが（PCIT 研修等）、研修で学んだことを実践する機会を設けていくことも課題である。

(2) 外部向け研修

- 北海道が実施する「要対協対応者研修」に判定援助係長が講師として参加し、トラウマ対応の事例を盛り込んだ基礎研修を提供している。
- 具体的なケースから学ぶと受講者の理解が深まりやすい。一般的な知識にとどまらず、実際にケースが発生した際に、自信をもって積極的な対応に動けるような研修内容とすることが重要である。

主な研修実績（令和5年度）		
研修名	目的・内容	主な対象者
●職員向け研修		
トラウマ インフォームド ケア	相談支援機関としての基本的な認識を持つことを目的とする。 初任研修、専門研修等の一部として組み込まれている。	児童福祉司、児童心理 司、里親養育支援児童 福祉司、一時保護指導 員等
性被害児童対応 研修	性的被害児童について、初動や基本的な対応について学ぶこと を目的とする。虐待対応及び関係機関との連携として、グルー プワークや事例検討を実施。	児童福祉司、児童心理 司、保健師等
●外部向け研修		
要対協対応者研修	市町村の新任の要対協対応職員に向けた理解促進を目的とす る。研修の一部として、函館児相の児童心理司からの講義を提 供している。	市町村担当課長 係長 保健師等

E 今後の展望

- TIC の視点を道内の児童相談所で導入し始めてはいるが、さらに理解を深めていくことが重要である。TICを児童相談所全体の共通認識とすることで、実践に活かしていく段階に到達するべく、取り組んでいる。
- 実際の事例を振り返ることで、必要な指導や助言を、どのタイミングで行っていくべきか等について、明らかにしていきたい。
- 里親、市町村や関係機関との情報共有・意識共有を進め、児童相談所だけでなく、地域全体で TIC に邁進できるように努めたい。

児童相談所の概要

児童人口：50,123 人（令和 6 年 4 月）

一時保護所：あり

児童心理司数：6 人

令和 5 年度に児童虐待として通告を受理したこどもの人数

身体的虐待：69 人、性的虐待：6 人、ネグレクト：46 人、心理的虐待：217 人

取組の概要

- 一時保護中のこども等に対し、児童心理司を中心に、トラウマのアセスメント、TIC、トラウマの視点からの心理教育等を実施
- コンパクトな組織のため、多職種間のコミュニケーションや情報共有は密
- 震災の経験から、多職種で PTSD やトラウマの知識向上に努める
- アセスメントを丁寧に行い、こどもへの面接や心理教育を重ねることで、TF-CBT 等の方法をとれずとも、こどもの症状の安定につなげることを目指す。

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

- 山本恒雄氏「児童相談所における性的虐待対応ガイドライン（2009 年度施行版～ 2011 年版）」について、子どもの虹情報センター等の職種ごとの研修で受講し、県内に伝達された。性暴力被害の初期対応と心身のケアについて、児童相談所が体系的に学ぶファーストステップだったと思われる。
- 同時期、児童虐待防止法や親子関係再構築支援の流れで、子どものトラウマやダメージを客観的にアセスメントする必要が生じ、子どものトラウマ症状チェックリスト（TSCC）を活用。
- 2013 年の震災以降、当県内でも TF-CBT をはじめとするトラウマケアの研修を受講する機会が増え、トラウマインフォームドケア、トラウマに対応したケアについて、知識と経験を蓄積され、「My Step 性被害を受けた子どもと支援者のための心理教育」（野坂祐子・浅野恭子 .2016）等が活用されてきた。
- 一時保護中のこどもに対し、児童心理司を中心に、TIC やトラウマの視点からの心理教育を行えるようになってきている。

(2) 実施体制・対応方針等

- 児童心理司 9 名（うち 3 名は児童指導員を兼務）のうち、6 名が心理部門に、3 名は他部門に所属。主に経験年数 5 年以上の 3 名がトラウマケアを担当している。
- 同相談所は正職員 30 名程度であるため、課は分かれておらず、児童心理司同士がコミュニケーションをとりながら、トラウマケアに取り組んでいる。また、児童福祉司、児童心理司の経験がある次長、所長がスーパーバイザーの役割を担う。
- 管内の精神科医師の協力を得て、年 6 回のコンサルテーションの機会がある。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

(1) トラウマアセスメントへの取組

- 令和5年度に児童虐待通告を受理したこどものうち、一時保護中のこどもにはTICの視点からアセスメントを行うことができている。また、施設入所中のこどもの支援については施設職員等と（人数が限られていることもあり）密なやり取りができている。一方、在宅支援中のこどもは保護者や所属機関を通してのアセスメントとなっている。里親は委託ケース自体が少ない。
- アセスメント方法としては、トラウマの観点からの情報整理、面接・フリートーク、聴き取りを行っている。TSCC等を用いることもある。
- 幼児へのアセスメントが課題となっている。言語コミュニケーションが難しい場合、行動面の観察、家族や所属機関からの聴き取りが中心となる。
- 管内面積は広大であり、片道2時間を要する地域もある。そのため、児童心理司はこどもとの接触を優先し、家族との接触は児童福祉司が中心となっている。家族のアセスメントは、児童福祉司を介したものとなるため、難しさを感じている。
- アセスメント結果の情報共有については、コンパクトな所内では日常業務を通じて、または毎朝のミーティングの場等にて行っている。家族やこどもの所属機関に対しては、主に児童福祉司が共有しているが、内容によっては児童心理司が電話を替わったり、面接時同行したりしている。
- TSCC等と面接内インタビューにより、定期的にトラウマ症状の変化を確認することが多い（施設入所前、入所後1年半、2年等）。また、虐待の影響を評価する際には知能検査結果も重視している。

(2) トラウマケアへの取組

①トラウマインフォームドケア

- 一時保護中のこどもの7～8割程度、施設入所中及び在宅支援中のこどもの5～6割程度に対し、TICの視点で関わるができている。
- 児童福祉司と連携し、虐待と思われる通告があった時点で、こどもや対応した学校の先生、保護者等に対し、レクチャーリーフレットを渡しながらTICについて説明する取組が定着している。

使用している主なトラウマインフォームドケア関連資料

1 子どもの性の健康研究会

- ▶子ども向けトラウマケア「私に何が起きているの？」
- ▶子ども向け性被害のケア「話してくれてありがとう」
- ▶保護者向け性被害児フォロー「子どもをささえるためにできること」
- ▶「MyStep 性被害を受けた子どもと支援者のための心理教育」（野坂祐子・浅野恭子 .2016）

2 絵本

- ▶こわい目にあったアライグマくん 誠信書房
- ▶いいタッチわるいタッチ 誠信書房
- ▶あなたはちっともわるくない 復刊ドットコム
- ▶「いや」というよ！ あかね書房

②トラウマに対応したケア

- 一時保護中のこどもの7～8割程度、施設入所中及び在宅支援中のこどもの5～6割程度に対し、心理教育（トラウマ体験・反応の心理教育、リラクゼーション法等）を行っている。
- 心理教育以外のトラウマに対応したケアを実施したこどもの割合は2割未満。プレイセラピーや描画・箱庭療法等を行うことが多い。

- アセスメントを丁寧に行い、こども・家族との面接を重ねることで、TF-CBT 等の方法をとれずとも、生活場面面接と言語による心理面接を並行することで、症状が安定してくるケースもみられる。
- 来所が必要であるため、ケアの定期的実施に向けては親子の動機付けが重要となる。一時保護を経過したこどもの中には相談所に遊びに来る感覚で来所してくれる子もみられるが、親に対する動機づけが難しい。児童福祉司・児童心理司により、問題行動はトラウマや虐待の影響であることを説明し、ケアのメリットを感じてもらえるように丁寧に説明している。

③トラウマに特化したケア

- トラウマに特化したケアを実施したこどもの割合は2割未満。プレイセラピー、ナラティブ・セラピー、リフレクティング・プロセス等を実施している。
- 治療等、トラウマに特化したケアは医療機関が対応し、児童相談所は支援に回ることが多い。児童相談所では、ケアに到達するまでの準備段階を丁寧に行っている。
- 震災の経験から、初期の心理支援の重要性を学んだ。TF-CBT や PFA-SPR（サイコロジカルファーストエイド）等により、早期段階で「異常な事態に対して異常な反応が起こることは正常なこと」とノーマライズすることが重要と考えている。
- 問題行動の元にトラウマがあることにたどり着くのに、相応の時間を要するケースがある。トラウマに特化したケアに到達するまでの段階に丁寧に対応している。

④こどもの生活史の整理と意味づけ

- こども自身が、施設職員や里親に対して、自分のルーツや入所経緯が知りたい等の発言がみられたときに行う。入所が長期化した事案において、思春期前後で行うことが多い。

C こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

- 相談所内の多職種連携は円滑。同相談所では、心理職・福祉職の双方を経験している職員が多いことが影響していると考えられる（心理職採用の職員が福祉職に異動することは珍しくなく、その逆もある）。
- 一時保護所、児童福祉施設、家族、里親等とは、日常生活を維持しながらトラウマケアを実施することが重要との認識を共有するべく努めている。児童相談所は、関係機関に対し、TICの考え方を伝えるとともに、医療でなくてもできることを提案する役割を担うべきと考えている。
- こどもの所属機関、医療機関等との間で対応方針の方向性が異なるケースも生じる。その際には、定期的に関係者会議を持ち、対応方針を確認・共有している。困難なケースほど会議を開いている。

D こどもへのトラウマケアに関する研修

(1) 職員向け研修

- 国立精神・神経医療研究センターや国立国際医療研究センター国分台病院が実施する PTSD 研修に、児童心理司が1名程度参加し、その内容を所内で復命研修している。
- 上記以外の研修での事例検討機会等は重要であり、若いうちに経験することが望ましい。
- 震災の影響もあり、児童福祉司も PTSD の研修を受講し、知識向上に努めている。
- 児童心理司間や多職種間での知識やノウハウの共有が課題となっている。そのためには、細かく言語化する、業務時間内で学習時間をとる等の工夫が必要である。

(2) 外部向け研修

- 要保護児童対策地域協議会の構成員に対して、「こころのケア研修」を企画実施。市町の児童福祉、社会福祉、保健、教育保育関係の職員が受講している。虐待やトラウマについての「あるある」を話せる場、こどものために連携できることを確認できる場となる研修を心がけている。

主な研修実績（令和 5 年度）		
研修名	目的・内容	主な対象者
●職員向け研修		
PTSD 対策専門研修	国立精神・神経医療研究センターが実施する研修に参加。PTSD に関する基礎知識・専門知識の獲得を目的とする。	児童福祉司、児童心理司
児童・思春期精神保健対策医療従事者専門研修	国立国際医療研究センター国府台病院が実施する研修に参加。PTSD に関する基礎知識・専門知識の獲得を目的とする。	児童心理司
●外部向け研修		
こころのケア研修	児童虐待等のこどものこころのケアに関わる市町支援者への研修。一関児童相談所が研修を企画・実施。	市町児童福祉・保健職員、教育機関職員、保育士、要対協構成員等

E 今後の展望

- 一時保護中、施設入所中のこどもを中心に実施しているトラウマケアを、在宅支援中のこども等にも適用していきたい。
- 県内の児童心理司が連携して、トラウマケアについて学び、実践するような試みができるとうい。
- 現在、嘱託医による年 6 回の来所時にスーパーバイズを受けているが、このような機会を増大することが望まれている（外部専門家や県内他児童相談所の児童心理司からの助言等）。オンラインでも実質的には可能だが、対面でのスーパーバイズが望ましい。
- トラウマと名称を付けて終了ではなく、児童心理司はこどもの個別性を大事にすべき。こども自身には客観視しにくいトラウマ症状を個別に分析し、その子とどのように話し合うのかが、治療につながると考える。

児童相談所の概要

児童人口：37,576 人（令和 6 年 4 月）

一時保護所：あり

児童心理司数：6 人

令和 5 年度に児童虐待として通告を受理したこどもの人数

身体的虐待：104 人、性的虐待：3 人、ネグレクト：74 人、心理的虐待：309 人

取組の概要

- 現行体制の中で、エビデンスに基づく治療法（PCIT、TF-CBT、AF-CBT）等のトラウマケアを実践していくための体制整備
- トラウマケアの効果的実践に向け、こどもや養育者の動機づけを重視
- 外部の専門家（精神科医）から、定期的にスーパーバイズ（SV）が受けられる体制を構築

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

（1）取組の背景・経緯

- 平成 23 年度以降、エビデンスに基づく治療法（EBT）の導入・実践に取り組む中、虐待を受けたトラウマ体験のあるこどもへの EBT として推奨されている PCIT、TF-CBT、AF-CBT の 3 つの治療法を、各地域児童相談所で実施できる体制づくりを進めている。
- 平成 31 年度以降には、一時保護所における TIC の実践に取り組んでいる。トラウマ関連症状やアタッチメントの課題等の複合的要素から、対応困難なこどもが多い一時保護所において、TIC を基盤としたアセスメントとケアを積み重ねている。

（2）実施体制・対応方針等

- トラウマケアを推進するためのチームや、トラウマケアに特化した対応指針はないが、日頃からの EBT 実践や、職員へのトラウマケア研修実施等を通じて、トラウマケアの充実に取り組むという組織的理解・合意は進んでいる。
- 専門チームを作るのではなく、現行体制の中でトラウマケアができるようになることを目指している。
- 東京都の中央児童相談所である同センターには、精神科、小児神経科等の医師が常駐しており、相談や指導を受けながら、トラウマのアセスメントやケアにあたることができる。また、実施しているトラウマケア研修（後述）の講師から助言をもらえるようになっている。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

（1）トラウマアセスメントへの取組

- 虐待通告を受理したこどもの多くに児童心理司が関与し（身体的虐待や性的虐待を受けたこどもについては 9 割以上）、トラウマ体験およびトラウマの影響のアセスメントを行っている。
- こどもに合わせて、様々な方法でアセスメントを行っている（トラウマの観点からの情報整理、面接・フリートーク、聴き取り、質問紙の活用等）。
- 質問紙としては、主に TSCC を用いている。質問数は多いが、シンプルな内容・構成や、inquiry により聴き取り事項を追加できる点が使い勝手よく、東京都の児童相談所の心理職の多くが TSCC を使いこなしている。また、トラウマの背景を探り、ケアの重点を絞りこみたい場合には、UPID を使用している。

- アセスメント内容を、こどもにかかわる大人（養育者、専門職等）にも理解してもらえるよう、啓発を行っている（後述の「CARE」を参照）。また、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議にて、地域の関係機関にもこどもの見立てを伝えている（近年、児童心理司の人員増により会議に参加しやすくなっている）。
- 一時保護所におけるアセスメントの例：
 - ▶ 都の一時保護所では、入所後の 1 週間面接を保護所の心理職が行い、生活の中でのトラウマの影響を確認している。
 - ▶ 年少期のこどものアセスメントが課題であるため、各保護所の心理職が集まり、行動のチェックリストを作成中である。
 - ▶ 保護所心理職が児童精神科医（中央児相の常勤医師）からコンサルテーションを受け、ケアワーカーとも共有し、保護所内での支援に役立てている。
- アセスメントのための時間確保が課題である（こどもに理解してもらうようにわかりやすく説明する工夫等に時間を要するため）。

(2) トラウマケアへの取組

- EBT の効果的実践に取り組み、PCIT、TF-CBT、AF-CBT を実施できる体制づくりを進めている。
- ① **トラウマインフォームドケア、トラウマに対応したケア**
 - トラウマアセスメントを行ったこどもの多く（7 割程度以上）に対して TIC、トラウマに対応したケア（心理教育、心理療法等）を実施している。
 - その際、養育者や施設職員、地域関係者の理解・協力を得るように取り組んでいる（関係者も多忙なため、「理解はするが対応できない」と言われてしまうこともある。知識を伝えるだけでなく、業務負担がかからない方法を提示することが課題である）。
 - **PCIT**：平成 23 年度より、東京都児童相談センターで、モデル実践に取り組んだのち、その効果を所内会議等で発表・周知しながら、各地域児童相談所での実践へと拡大している。
 - **CARE**：CARE は、直接的・間接的にこどもに影響を及ぼしうる大人全般を対象に、講義、ロールプレイ等を用いて、こどものリードについていく際に大切なスキルや、適切で効果的な指示の出し方を学習するプログラムである。養育者等の動機づけが低い中で EBT に取り組むと、中断を余儀なくされ、こどものさらなる傷つきにつながる危険性が高まる。効果的な EBT 実践のためには、関係者の共通理解に基づく支援体制が重要との認識の下、平成 27 年度以降は、エビデンスに基づく治療理論を基盤とした心理教育プログラム CARE の実践に注力。
 - また、「専門職向け CARE」（対象：児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、事務職、児童養護施設職員、母子生活支援施設職員、地域機関職員等）、「養育者向け CARE」を実施。これらの取組により、児童福祉司が児童心理司とともに養育者に CARE の受講を勧めたり、援助方針会議において養育者 CARE の実践が方針として提案されたりする事例が増えている。
 - 在宅支援の場合等では、こどもや保護者への動機づけの維持が難しく、順調に進んでいるケースが多いとは言えない。
- ② **トラウマに特化したケア**
 - **TF-CBT、AF-CBT**：トレーナー資格を取得した児童心理司が実践を重ね、その成果を職場の他職種と共有しながら、定着を図っている。
 - 令和 5 年度の TF-CBT の実施件数は 3 件。こどもが安心できる生活基盤と養育者の存在が保証されているか、事前にこどもの生活環境や養育者との関係評価等のアセスメントを行い、TF-CBT 等の実践に適しているか、慎重に見極めを行っている。
 - また、TSCC や IES-R（Impact of Event Scale-Revised）等の質問紙や面接を行いながら、こどもに実施したケアの効果検証を実施している。

C こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

(1) 連携状況

- 一時保護所とは連携して TIC を進めており、職員同士で共通認識が培われている。
- 児童養護施設、児童自立支援施設等とは一定程度連携がとれているが、さらなる連携促進が重要である。
- 従前から、養育者、家族との連携を重視し、養育者 CARE の提供等を行ってきたが、依然として家族との連携は課題である。保護者面接や保護者への心理フィードバックの中で、こどもの抱えるトラウマについての理解を促し、確認、すり合わせ、振り返りを行いながら、望ましい対応について時間をとって話し合っている。
- 東京都の児童相談所にとって、子ども家庭支援センターは身近な連携機関である。子家センでトラウマの視点を踏まえた親子への対応が可能となれば、児童相談所の支援終結後に、継続した支援のバトンをつなぐことが可能となる。

(2) 連携の課題、工夫、効果

- 施設職員の入れ替わりの早さ、業務多忙による疲弊感等が、トラウマケアに関する連携を難しくしている。
- 家族自身がトラウマを抱えていることも多く、「自分がこどもの頃には守ってもらえなかった」、「親の言い分は聞いてくれない」等の感情を持っている場合、理解と連携を取るには時間を要する。

D こどもへのトラウマケアに関する研修

(1) 職員向け研修

- 令和 5 年度には、多様な専門職向けの「児童福祉におけるトラウマインフォームドケアの展開ートラウマインフォームドな組織とは」（内部講師）と、児童心理司向けの「TF-CBT Introductory Training」（外部講師）を実施。

(2) 外部向け研修

- 東京都の多くの児童相談所が、管轄の子ども家庭支援センター職員向けに、専門職向け CARE ワークショップを開催している。

主な研修実績（令和 5 年度）

研修名	目的・内容	主な対象者
●職員向け研修		
児童福祉における TIC の展開ーTIC な組織とは	業務上必要な専門知識・技術を習得し、児童相談所、児童福祉施設職員としての資質の向上を図る。TIC の概論、トラウマ症状やアタッチメント理論も踏まえたこどもの見立て、PACEs、職員自身への TIC と TIC の組織作りについての講義。TIC を根付かせるための一時保護所での取組事例の報告。	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、児童自立支援施設職員
TF-CBT Introductory Training	TF-CBT の基本的な治療要素を学び、実践に役立つ技術を習得する。TF-CBT の基本的な治療要素についての講義、実践に役立つ技術を習得するためのロールプレイやグループワーク等。	児童心理司

（3）研修成果を日々の実践に活かすための工夫

- 研修後、外部専門家（講師である精神科医）から、定期的にSVを受けられる体制が整っており、中央児相の常勤医師（児童精神科医）からも随時SVを受けられるので、安心して学んだ内容を実践できる（TF-CBT適用の可否等も事前に相談できる）。
- 地域児童相談所の児童心理司を対象に、アセスメントに基づいたケアプランの立案・実践ができるようになることを目標に、オンライン事例検討会を月1回の頻度で実施。中央児相の常勤医師（児童精神科医）から助言されたことを実践し、4か月後にその結果を報告・検証している。
- 一時保護所の心理職を対象に、こどもの見立てを共有できるようになることを目標に、オンライン事例検討会を月1回実施している。

E 今後の展望

- トラウマケアのさまざまなレベルにおいて、傷つきを抱えた親子への支援体制の構築を進めていく。
 - ▶ TIC（第一層）：組織全体を対象に、研修と実践を行う。
 - ▶ トラウマに対応したケア（第二層）：児童福祉司や一時保護所職員を対象に、専門職向け CARE の実施や、アセスメント機能の共有を行う。
 - ▶ トラウマに特化したケア（第三層）：児童心理司による EBT の実践を積み重ねる。

児童相談所の概要

児童人口：252,562 人（令和 6 年 4 月）

一時保護所：あり

児童心理司数：18 人

令和 5 年度に児童虐待として通告を受理したこどもの人数

身体的虐待：810 人、性的虐待：26 人、ネグレクト：448 人、心理的虐待：2,720 人

取組の概要

- トラウマケアの業務フローを明示し、児童心理司間で共有
- こどもへのフィードバックと心理教育の際には、図解にてわかりやすく説明
- トラウマに特化したケアである TF-CBT やナラティブ・エクスプロージャー・セラピー（NET）を実施
- 研修等で得られた知識を日常業務に活かすため、OJT として事例検討会と個別事例の SV を重視

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

- 大阪府貝塚子ども家庭センターを含む大阪府内児童相談所では、トラウマを体験したこどもたちへの支援体制を構築するため、平成 24 年度より、TF-CBT をはじめトラウマの視点をもってこどもや保護者の支援にあたる TIC を推進する体制づくりを進めている。

(2) 実施体制・対応方針等

- 同センターでは、相談対応課 10 名（在宅児童・一時保護児童担当）、育成支援課 11 名（施設入所・里親委託児童担当）の児童心理司が、トラウマケアの取組を主導している。
- 相談対応課・育成支援課の児童心理司が行うべき業務内容を定義しており（業務見える化表）、そこで、「トラウマのアセスメント」、「トラウマ心理教育」等の業務を明記している。また、「トラウマケアの枠組み（計画）」（次ページ図）が全児童心理司に共有されている。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

(1) トラウマアセスメントへの取組

- こども全体の見立ては、発達、愛着、トラウマの観点から行うが、トラウマについては、周囲の大人の観察だけではわからないことが多いことから、直接こどもに聞くことが必要となる。そのため、アセスメントツール（TSCC、UPID）を活用したり、具体的なトラウマ反応の有無をこどもに尋ねたりしている。
- アセスメントについては、児童心理司側が聞くことを恐れず、ためらわない姿勢が必要との認識が共有されている。回避が強いこどもの場合には、心理教育を続ける、スーパーバイザーに助言をもらう、安全安心な環境下でトラウマに向き合える支援等ののちに再アセスメントをするようにしている。
- トラウマは変化していくので、定期的にアセスメントしている（一時保護期間が長い場合には 2 回、入所後も 1～2 年ごとにアセスメント等）。

R 6 貝塚C ト라우マケアの枠組み（計画）

アセスメント・ケースワーク

- アセスメント
 - ◇ ト라우マ反応（フラッシュバック・悪夢・過覚醒・解離・自責感など）
 - ◇ 愛着・発達（知的能力含む）・自尊心、対人スキルなど
 - ◇ ト라우マ記憶やそれにまつわる情緒に触れ、言語化できるか（抑圧・回避）
- ケースワーク
 - ◇ 在宅か入所か、措置変更、親子交流の目処
 - ◇ 担当心理として関われそうな期間

短期の心理ケア（1～3回）

- 心理教育
 - ◇ アセスメント結果のフィードバック・共有
 - ◇ 虐待の心理教育と自責感の軽減
 - ◇ ト라우マ反応（症状）とノーマライゼーション
 - ◇ リラクゼーション・リマインダー探し・心の救急箱

中・長期の心理ケア（5回～）

- 中期
 - ◇ 気持ちのワーク・認知コーピング
 - ◇ アサーション
 - ◇ 自身の特徴や特性の気づき、対処と工夫
- プレイセラピー
 - ◇ 対象：4、5歳～小学校3、4年生くらい、トラウマを言語化できない等
 - ◇ 遊びの中での象徴の力＋面接者との関係（転移）＋気づきと表現を促す
- TF-CBT
 - ◇ PRAC＋曝露＋プロセッシング＋養育者支援
 - ◇ 安全に実施するルールが厳格で、医学管理も必要
- ナラティブ・エクスポージャー・セラピー（NET）
 - ◇ 花と石ワーク＋曝露（恐怖体験への支援付き接近）＋人生史の整理
 - ◇ 設定や条件など柔軟だがSVは必須

※ 上記はあくまでトラウマケアのみであり、また内容は子どもによりケースバイケース
 そのほかにも、例えば下記の心理支援などがある

- | | | |
|---------------|-------|---------------------|
| ● 喪失体験のケア | ● SST | ● アンガーマネジメント（暴言・暴力） |
| ● 保護者の疾患の心理教育 | ● 境界線 | ● No Go Tell |

(2) トラウマケアへの取組

① トラウマに対応したケア（フィードバックと心理教育）

- まず、アセスメント内容をこどもへフィードバックして、自分について知ってもらう作業をする。これにより、訳がわからなかった自分のトラウマ反応に名前をつけコントロールできること、自分だけでなく誰でもそうなること（ノーマライズ）を知ってもらい、自責感の軽減等を図る。
- 保護者へのフィードバックを通じて、自分の虐待行為や不適切な養育がこどものトラウマになっていることを理解してもらう。併せて、こころのケガの回復には時間がかかること、保護者と会うことがトラウマのトリガーとなる可能性もあるのでこどもの回復を優先したいこと、こどもの回復の進み具合に合わせて面会交流へのステップを考えていくこと等を説明し、理解を求めている。
- こどもと保護者へのフィードバックの際には、言葉だけでなく、個々のこどもの状態像を視覚化したプリント（次ページ参照）を作成し、わかりやすい説明に努めている。
- 在宅、一時保護等の状況を問わず、様々な機会を通じて、心理教育を行っている。それぞれのこどもの課題やしんどさに合わせた方法（トラウマ反応、虐待、リラクゼーション、リマインダー探し、気持ちのワーク等）で実施している。心理教育においてもプリントを作成・活用することでこどもに伝わりやすくなる。作ったプリントはセンター内で共有している。
- センター内では、心理教育が困難ケースの事例検討も実施している。
- トラウマに対応したケアについては、施設でのグループワークが有効（グループならではのこどもの学びがある、施設生活で活用・一般化してもらえる等）と考え、令和6年度に児童養護施設2施設で以下のグループワークを実施。

児童養護施設におけるグループワークの概要（小学生対象、全5回）

回	内容
1回目	「いいタッチ、悪いタッチ」「プライベートパーツのルール」など全員が守るべきルールについて学ぶ
2回目	自分の気持ち（イライラや落ち込み）に気づき、表現することを学ぶ
3回目	ストレス・イライラ時にどうやって対処するか学ぶ（リラクゼーション、気持ちの救急箱等）
4回目	他者を傷つけずに、自分の気持ちを伝える方法を学ぶ（アサーション）
5回目	困ったことがあった時に職員にSOSを出す方法を学ぶ（No Go Tell）

資料：大阪府貝塚子ども家庭センター

こどもへのフィードバック用のプリント例

〇〇ちゃんについて ―これまでの振り返り・これからお話したいこと―

お家での辛い体験

お母さんが傷つける言葉をくり返し言われる

叩かれる・けられる

大きな声で怒られる

母が死んでしまうかもしれないような危ない行動をする
(リストカット・大量服薬など)

こころのケガ(トラウマ)

家であった辛いことを思い出す
(フラッシュバック)

すぐに腹が立つ
イライラする

眠りにくい
途中で目が覚める

ボーっとしてしまう
ことがある

だれも信用できない
と思う

☆ これからの目標(一緒に取り組むこと)

- ①お母さんへの気持ちを整理してこと
 - ②こころのケガ(トラウマ)の回復・ケア
 - ③イライラだけではない気持ちを言葉で相手に伝えられるようになる
- ※こころのケガ(トラウマ)は、ホッと安心できる場所で生活していくと
少しずつよくなっていくよ

心理教育用のプリント例



〇〇ちゃんのこころとからだのトリセツ



これからもセンターや施設の先生が
いっしょにお手伝いします！

今の〇〇ちゃんのこころ・からだ

これからパワーアップしていくこと

げんき 元気がすぎて、ねむいののに、つかれているのに、ずっと歌っちゃう、しゃべっちゃうときがある(そのあと、バタツとねむってしまう) イライラしてケンカになりやすい 	テンションがあがるのにブレーキをかける 👍 ゆっくり息をすって、ゆっくり息をはく 好きなこと(絵描いたり)をしてのんびりする 先生にお話する
ひとりですごしているときに、ボーっとして、いつのまにか、時間がたっているときがある 	ぼーっとしていることに気づく 👍 手をグー、パー、グー、パーする まわりに見えるものを、3つ口にだして言う
自分のきもちが よくわからないときがある	自分のきもちを言葉にする
お母さんへのきもちや、家での生活の記憶は、こころの中の箱のなか にしまって、フタをしている 	箱のなかみを整理して、お母さんへのきもちを 言葉にする お母さんに、〇〇ちゃんのきもちを伝えられる

資料：大阪府貝塚子ども家庭センター

②トラウマに特化したケア

- 施設で安全安心な環境で生活するだけでは回復しない、数か月たってもフラッシュバックや悪夢が頻発する等のこどもには、トラウマに特化したケアを行う（10 回前後）。また、抑圧や回避が強いこどもには精神分析的心理療法やプレイセラピーが有効な場合もある。ただし、定期的に通所してもらう必要があるので施設入所児童が対象になることが多い。
- 令和 5 年度には、TF-CBT 1 件、ナラティブ・エクスポージャー・セラピー（NET）3 件を実施している。
- TF-CBT や NET の実施により、以下の効果が感じられている。
 - ▶ フラッシュバック等のトラウマ症状、感情調整や対人関係の課題が減少する。フラッシュバックについては「思い出してももう大丈夫」になるなど、トラウマ記憶が他の記憶と同じようにきちんと整理されるようになる。
 - ▶ 心理教育を繰り返すことで、虐待の責任は大人にあると納得できるようになる。知識を伝えるだけでは根本的な非機能的認知の修正は難しく、曝露を伴う必要がある。
 - ▶ 親に対しての思いが整理される。親を過度に理想化せず、怒りや拒否感に支配されず、一定程度客観的に親と自分の体験を捉えることができるようになる。こどもが主体的に、今後の親子の距離感について考えることができるようになる。
 - ▶ 困難な治療に取り組んだ経験により、自己効力感が高まる。治療前の動機付けから治療中に至るまで、治療者のみならず施設全体が応援する中、虐待体験による無力感から「自分自身の力で辛いことを乗り越えられた」との新しい認知に変わる。
- 一方、実施の条件・ハードルが高いことが課題である。研修機会や SV 体制の確保、こども側・施設側の条件（大きな行動上の問題がないこと、動機付け、施設の協力、ケースワーク上の課題（親の同意や面会交流））等をクリアする必要がある。
- TF-CBT 等の機会を増やしていくために、同センター全体での月 1 回の事例検討会、入所児童のトラウマの進行管理、担当変更時のトラウマ引き継ぎ表の作成、計画的なアセスメントと心理教育等を行っている。

C こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

(1) 医療機関との連携

- トラウマに特化したケアの際には、医師の診察・フォローがあるとよい。大阪府で TF-CBT を実施する時は、基本的には中央子ども家庭センター内の診療所「こころケア」に受診し、医学管理を行っている。
- 外来通院での服薬調整、自傷他害が激しいこどもの入院を依頼したいケースもあるが、入院可能な医療機関は少ない。そのためもあり、地域医療機関から非常勤医師（月 1 回）を派遣いただき、来所時に診察してもらっている。

(2) 施設との連携

- 日常的に、トラウマ反応の観察やリラクゼーション練習の協力を依頼することがある。一方、施設側にはトラウマに触れることへの恐れがあると感じられる。
- 今後は、特にトラウマに特化したケアへの協力をお願いしたい。そのために、施設の担当職員だけでなく管理職も含めてのカンファレンスの実施、センターの児童福祉司による施設巡回訪問、年 1 回の精神科医師を助言者とした事例検討会の実施等を行う。

D こどもへのトラウマケアに関する研修

(1) 職員向け研修

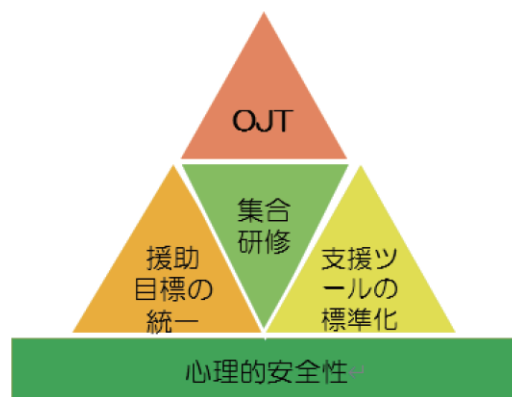
- **児童心理司基礎研修**:府内6センターの共同実施(令和3年度～)。年間18回×3時間。事例検討やグループワークあり。発達と障がい、愛着、トラウマを3大テーマとしており、トラウマについては、トラウマの基礎、アセスメント、TICについて研修。

(2) 研修成果を日々の実践に活かすための工夫

- 研修成果を日々の実践に活かすための工夫として、以下のことを行っている。
 - ▶ **センター内の心理会議と研修**:心理会議を月1回実施し、その中で事例検討を行う。研修を年約3回実施。トラウマのアセスメント、所見の書き方等を学ぶ。
 - ▶ **センター内の作業チーム**:テーマ別の作業チームを作り、成果は上記心理会議で共有。
今年度のテーマ:「子どもへのアセスメントフィードバック」、「知能検査 WISC 5 の解釈」、「親面接用の工夫」、「性暴力ケースへの心理教育プリントの作成」等。
 - ▶ **センター内のグループ SV**:1年目職員グループ、2年目職員グループごと(それぞれ5～6人程度)に、月1回ずつの事例検討会を実施。

E 今後の展望

- トラウマケア推進を担う人材育成のためには下図の5つの要素が大切だと考えられるため、センター内で工夫・実践していく。具体的には、心理的安全性をベースとして、集合研修、援助目標の統一(トラウマケアを目的に取り組むことを明確に示す)、支援ツールの標準化(種々の資料やプリントを共有する)を行い、OJTのSVをより丁寧に行う中で、個別事例の検討を行う。



資料:大阪府貝塚子ども家庭センター

児童相談所の概要

児童人口:127,848人(令和6年4月)

一時保護所:あり

児童心理司数:21人

令和5年度虐待通告受理したこどもの人数

身体的虐待:479人、性的虐待:22人、ネグレクト:1,614人、心理的虐待:407人

取組の概要

- 県内児童相談所（県所管 7 ヶ所）の児童心理司が協働し、「トラウマケア検討プロジェクトチーム」（PT）を立ち上げ
- PT 活動で得た知見を、各メンバーが所属する児童相談所に持ち帰り、周知・普及を図る仕組み
- トラウマアセスメント研修により、児童心理司の見立てる能力を向上
- 児童相談所、兵庫県こころのケアセンター、施設等が連携して TF-CBT を開始

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

- 兵庫県内のこども家庭センター（児童相談所）の児童心理司がトラウマ等への対応に課題を抱えていた状況を鑑み、平成 30 年度に当時の 5 つのこども家庭センターの児童心理司が横断的に連携して「トラウマケア検討プロジェクトチーム」（以下、「PT」）を立ち上げた。それ以降、「児童相談所におけるトラウマケアのあり方を考える」をテーマにグループ研究活動を継続している。
- 研修や事例検討会等を通して、トラウマのアセスメント、ケア、TIC にもとづくケースワーク、関係者間の連携を日常業務に落とし込み、質の高い支援を実現することを PT の活動目的としている。

(2) 実施体制・対応方針等

- 同 PT のメンバー数は約 40 名（令和 6 年度現在）。県内こども家庭センターの児童心理司を中心とするが、他職種や児童相談所以外の機関に所属する人も参加可能。
- 若手・中堅が主体（半数は経験 5 年未満）であり、管理職は参加していない（県設置の 7 つの児童相談所の所長会の承認を得て活動。毎年度目標を立て活動し、成果を同所長会に報告している）。
- 有志による活動であるが、日常業務への還元がグループ研究の目的であり、業務時間内に活動を実施。
- 県内の各センターから児童心理司 1 名以上が参加し、PT で得られた知見を各センターでの活動に波及させていく役割を担っている。ただし、メンバー会議以外の研修等には、メンバー以外も参加し、事例検討会等には、所長等幹部職員にも可能な限り参加してもらっている。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

(1) トラウマアセスメントへの取組

- 平成 30 年度に、PT メンバーの 5 人が、兵庫県こころのケアセンターの「子どもの PTSD のアセスメント」研修を受講。その後、受講メンバーが講師となり、センターでアセスメント研修（復命研修）を実施。同研修は「基礎編」と「フォローアップ編」の二段構えとし、5～6 月の「基礎編」で得られた知見を基に現場でアセスメントを行ったのちに、約半年後の「フォローアップ編」で、実施した上での疑問や困りごとを振り返って共有し、見立てや解釈、フィードバックの留意点について説明している。
- アセスメント前の心理教育が重要であるため、研修では、講師が手本を見せ、そのあとに受講者に実践してもらうロールプレイを行い、聴くだけにならないように工夫している。
- アセスメントでの見立てが一定レベルに到達するには 2～3 年を要する。現在では、ほぼすべての児童心理司がアセスメントを適切に行えるようになっている。

(2) トラウマケアへの取組

- 平成 30 年度に、PT メンバーの 2 人が兵庫県こころのケアセンターの「TF-CBT Introductory Training」研修を受講。復命研修によって、こどものケアに TF-CBT の要素を導入。
- 当初は、こどもがトラウマ治療を要する場合、兵庫県こころのケアセンターの付属診療所につながることが児童相談所の役割と考えていたが、次第に、児童相談所でもトラウマ治療の実施を検討する方針へと変わっていった。それに伴い、PT メンバーによる「TF-CBT Introductory Training」研修の受講（毎年度 2～4 名）と、トラウマケアと治療のあり方を考えることをテーマにグループ研究を継続してきた。
- 特に、TF-CBT の治療構成要素 PRACTICE¹ のうちの PPRAC を実施しトラウマケアの充実を図ることを短期的な目標としている。兵庫県こころのケアセンターの精神科医の SV を得ながらトラウマ治療（年間数件の TF-CBT 実施を含む）にあたる体制整備を検討している。
- 西宮こども家庭センターで、令和 6 年 10 月から最初の TF-CBT ケースを実施。同 12 月から中央こども家庭センターで 2 件目のケースに着手。

¹ P:心理教育、P:ペアレンティングスキル、R:リラクゼーションスキル、A:感情の表現と調整スキル、C:認知コーピングスキルと処理、T:トラウマナレーション、I:実生活内でのトラウマの統制、C:親子共同セッション、E:将来の安全と発達の強化、を指す。



こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

- 児童福祉司等からは、ケースワークへの TIC の導入法がわからないとの意見がしばしばみられるため、今年の夏には TIC を導入したケースワークを実践している兵庫県こころのケアセンターの PSW を講師として招き、実践例を盛り込んだ研修を実施。児童福祉司との意識共有を深め、保護者や加害親との面接での実践を目指している。TIC をケースワークにどのように活かしていくかというテーマで、グループワーク等を通して考える内容となった。この研修内容は、「児童福祉司が TIC を具体的にどのように使うかを考えること、使ってみてどうだったかの実感を持つことが重要」という現場の問題意識を基に企画されたものである。
- 令和 2 年に 1 名、令和 6 年に 3 名、PT メンバーが TF-CBT LC 研究会の「CPC-CBT Introductory Training」研修を受講。復命研修によって、加害親との面接や家族再統合に CPC-CBT の要素を導入することを目指している。
- 兵庫県こころのケアセンターの付属診療所とも連携している。治療が必要でかつ複雑なケース等において、こころのケアセンターで対応するか、児童相談所でケアすべきか等については、こころのケアセンターの精神科医の SV を受けながら判断している。
- 週 4 日、中央こども家庭センターに勤務している児童精神科医やアドバイザー医師に、診察や助言、継続的な医療や服薬が必要な場合の他院への紹介等を行ってもらっている。
- PT メンバーが講師として出前研修等を行い、出前先となる児童養護施設等の関係機関との連携を進めている。

D こどもへのトラウマケアに関する研修

(1) 職員向け研修

①トラウマアセスメント研修

- トラウマアセスメント研修については、2 (1) 節に記載のとおり。
- トラウマケアのスタートとなるアセスメントが不十分だとケアにも支援にもつながらないため、アセスメント研修を重視している。特に「フォローアップ研修」が重要であり、アセスメントについての疑問点、見立てやこどもへのフィードバックの際の留意点等について、PT メンバーが講師となり指導している。
- 外部専門家も含め、いつでも疑問点を聞くことができる人、聞くことができる場があることが重要である。

②トラウマケア研修

- トラウマケアに関する研修としては、PT メンバーが兵庫県こころのケアセンターの「TF-CBT Introductory Training」研修を継続して受講（毎年度2～4名）。受講者が、PPRAC に焦点を当てた復命研修を実施している。研修では、ロールプレイを多く取り入れることや、実践例の紹介を重視している。
- また、令和3年度から各こども家庭センターで年1回、PT メンバーを講師としたトラウマ研修を実施。研修の対象者、内容、実施方法は各センターのニーズや実情に合わせて柔軟に設定している。例えば、中央こども家庭センターが令和6年度に行った所内研修は、まずは、児童福祉司全体にトラウマの基本知識やTIC、トラウマ治療、安全安心な職場づくり等について研修を実施した。次に、各班（児童福祉司は地域別で2班に分かれている）で、TICを導入したケースワークについての研修を受講した児童福祉司が復命研修を実施。
- 平成30年度から年2回以上、こころのケアセンターの精神科医を講師として招き、事例検討会を実施。トラウマのアセスメントやトラウマケア、ケースワークについて助言をもらっている。このように、研修等で得られた知識を、どのように実務で使うか、次の面接の際にどのように活用するか等を意識することを大事にしている。

(2) 外部向け研修

- トラウマケアには、施設（児童養護施設、児童自立支援施設等）との連携が欠かせないことから、平成31年度、兵庫県こころのケアセンターの精神科医を講師として迎え、県内の施設向け研修を実施。
- その後はPTメンバーが講師となり、施設や里親への出前研修を行っている。現地に出向いての出前研修は、多くの施設職員等にTICの考え方を普及できるので有効である。
- 施設向け研修（出前研修）は2か年を計画。1年目はトラウマ体験・症状、TICについての説明や、トラウマのメガネをかけてこどもの心のけがをイメージしてもらうグループワーク、2年目はトラウマケアについての説明や事例紹介、施設と児童相談所等の取組で良かったところを考えるグループワークを実施。施設職員への労いやエンパワメントの意味も持たせた内容となっている。
- 施設向け研修前には各施設と打ち合わせを行い、PTと施設がともに研修プログラムを作り上げるようにしている。また、作成した研修資料は、全こども家庭センター共有のフォルダに置き、PTメンバー等が随時参照・活用できるようにしている。

E 今後の展望

- 虐待を受けたこどものケアや、家族の再統合をしっかりとできる専門機関となるべく、取組を進める。
- トラウマに特化したケア（トラウマ治療）を、児童相談所で実施すべきか、医療機関で実施すべきかについての判断は難しい面もあり、試行的に実施した TF-CBT を検証し、児童相談所ができることは何かの検討を継続していく。
- トラウマケアをきっかけに、こども中心に動く児童相談所のあり方を引き続き考えていきたい。

児童相談所の概要

児童人口：81,729 人（令和 2 年国勢調査）

一時保護所：あり

児童心理司数：10 人

令和 5 年度に児童虐待として通告を受理したこどもの人数

身体的虐待：201 人、性的虐待：14 人、ネグレクト：138 人、心理的虐待：457 人

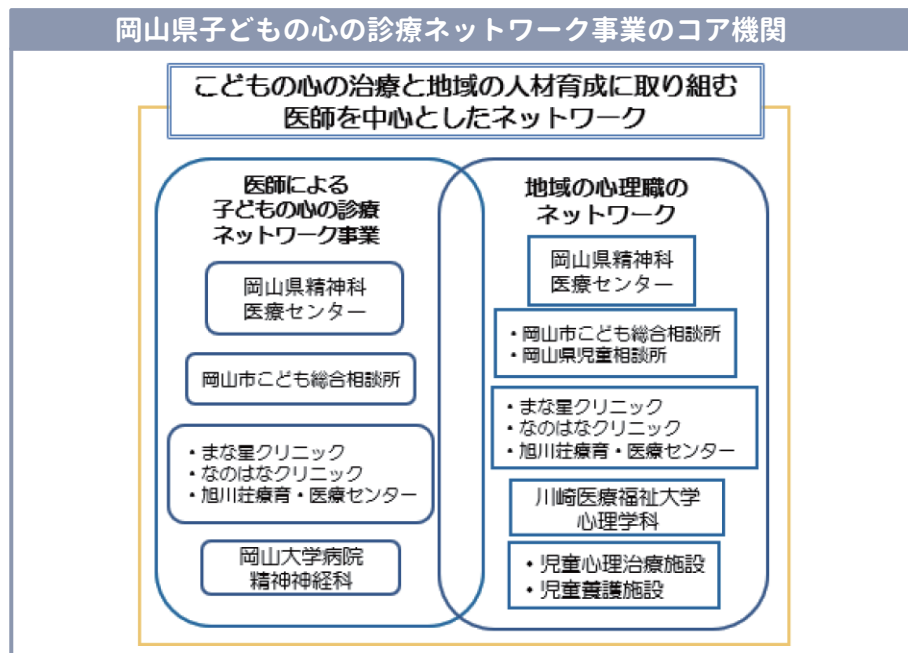
取組の概要

- 精神科病院（児童精神科医）と児童相談所（児童心理司等）等が密に連携してトラウマに特化したケアを実施する体制
- 児童精神科医が児童相談所等に勤務（常勤等）。連携して PCIT、CARE、TF-CBT 等に取り組む
- 地域の関係者が学びあう合同研修と、担当する個別ケースからの学習（OJT）の連携

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

- 「岡山県子どもの心の診療ネットワーク事業」は発達障害、精神疾患、心の不調等を抱えるこどもが適切な医療や支援（トラウマケアを含む）を受けることができるように、拠点病院（岡山県精神科医療センター）を軸に、関係機関が連携する仕組みを構築する事業である（平成 23 年度開始）。
- 拠点病院、児童相談所のほか、大学病院や民間の児童精神科クリニック等が連携し、医療や支援に向けた協働、理念を共有する人材育成等を行っている。実際の治療に携わる医師や心理職が主体となっている。
- トラウマケアに関しては、専門的なケアを中心に、PCIT、CARE、TF-CBT 等を推進していくネットワークの拡充に重点を置いている。



資料：岡山市こども総合相談所

(2) 実施体制・対応方針等

- 岡山市こども総合相談所（児童相談所）の児童心理司は所長を除いて 20 名（心理療法担当職員、育休含む）。うち 5 名がトラウマケアを担当している。
- 岡山市こども総合相談所には、岡山県子どもの心の診療ネットワーク事業により、精神科医療センターの児童精神科医 1 名が常勤（岡山市発達障害者支援センター兼務）。また、医療的機能強化事業により、児童精神科医 1 名が週 1 日来所（医師複数名が輪番で対応）する体制となっている。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

(1) トラウマアセスメントへの取組

- 児童福祉司等の初期対応者が被害確認を行った後、児童心理司がこどもに関わることが一般的。
- 令和3年度前後から、アセスメント手法としてUPIDの積極的活用が始まった。当初はリスクアセスメントやスクリーニングを目的としていたが、次第に治療方針の検討を目的とすべきとの認識に変わってきている。
- トラウマ症状がみられるこどもだけでなく、虐待児はみなトラウマを受けているとのスタンスで、一時保護所に来所したり、継続的に話ができたりするこどもには、絵本や冊子を使いながら、こころのケガ（トラウマ）について話を聞くのが基本となっている。
- 一方、児童心理司が保護者面接に十分に参加できていないことが課題である。その状況では、保護者との関わりが多い児童福祉司を通じて、保護者にトラウマやTICを理解してもらうことが重要となっている。

(2) トラウマケアへの取組

- 児童相談所と医療機関が協働してトラウマ治療に取り組んでいる。エビデンスに基づいた治療（PCIT、CARE、TF-CBT等）を、必要な事例に安定して提供できる体制づくりや、機関を超えて経験を共有し、地域内で学び合う環境づくりを目指している。
- 岡山県精神科医療センターの医師が児童相談所で勤務（常勤等）することにより、虐待事案の早めの診察と治療導入、事例のSV、相互連携の治療プログラムの実施等を業務として行うことができている。
- 課題は時間がかかることであり、多くのこどもに実施するのは難しい状況。

機関を横断したトラウマケアの展開			
目標	● 虐待予防からトラウマケアまで一貫した地域づくりの充実 ● 必要な事例に安定して提供できる体制づくり ● 地域内に学びあえる環境づくり		
	PCIT	CARE	TF-CBT
導入方法	岡山県子どものこころ診療ネットワーク事業主催で、イニシャルワークショップを岡山市で開催		岡山市児童相談所（市児相）と精神科医療センターが共にスタッフを研修派遣
参加機関	岡山県・市の児相、精神科医療センター、児童精神科クリニック、大学臨床心理学科、児童養護施設		市児相、精神科医療センター
実施体制	● 市児相での実施 ● 市から業務委託：精神科医療センター、児童精神科クリニック、大学臨床心理学科での実施	● ファシリテーター養成、ワークショップへ講師派遣 ● 支援機関での実施	● 市児相、精神科医療センターでの実施 ● 研修派遣を継続 ● 実施スタッフの増加

資料：大重耕三「児童相談所と協働したトラウマケア体制整備の取り組み」（トラウマティック・ストレス第21巻第1号、2023.6）に加筆

①PCIT（親子相互交流療法）

- 令和 2 ～ 3 年度に児童心理司が初期研修を受け、PCIT を導入。
- 実績：岡山市こども総合相談所で行った PCIT は、令和 5 年度で 5 事例 42 回、6 年度 11 月現在で 2 事例 35 回（PCIT 実施委託は同 6 事例 104 回、2 事例 35 回）。6 年度所内実施事例のうち 1 事例は施設入所児童と担当職員で実施。
- 当初、児童心理司は積極的であったが所内の理解は進んでいなかった。そこで、PCIT ケアについて児童福祉司等に説明する機会を持つなどしたことで、所内での理解が進んだ。最近では、関心を持ってくれる児童福祉司には丁寧に解説、ケアの際に児童福祉司と一緒にしてもらおう等の取組を進めている。

②CARE（子どもと大人の絆を深めるプログラム）

- CARE と PCIT をセットで利用することが有効である。例えば、里親希望者には CARE ワークショップを受けてもらった上で、実際の里親委託の際に、初期から PCIT を行う等である。岡山市では里親による CARE の受講は拡がりつつある。
- 岡山市こども総合相談所は支援者（児童相談所職員、施設職員、保健師等）向けに CARE ワークショップを広く実施。
- CARE、PCIT ともに有効性は実感できるものの、課題は物理的に時間がかかることである。

③TF-CBT（トラウマ焦点化認知行動療法）

- 実績：TF-CBT の実施は、令和 5 年度で 1 事例（プログラムの最後まで実施）、6 年度 11 月現在ではなし。
- TF-CBT は、施設入所のこどもに対して実施することが多い。その際、施設職員がトラウマケアの実施に不安を感じることもあるため、施設の理解と動機づけが重要となる。ケアを始めると、一時的に施設内でのこどもの適応が悪くなることもあること等を理解し、一度始めたら「最後までやりきる」ことを目標とすることを、関係者の共通の理解としながら、慎重に進めている。一度に複数件を並行して進めることはしていない。
- 「最後までやりきる」ことで、児童相談所と施設職員の関係が良好になっていくと感じている（PCIT も同様）。

(3) 実施の課題、工夫、効果

- トラウマに関わる心理教育では、こころのケガ、境界線、感情、リラクゼーション等の話をしている。令和 6 年度には一時保護所でグループでの心理教育を行い、よい効果を感じている。
- 児童相談所（児童心理司、児童福祉司等）と岡山県精神科医療センターの連携により、児童相談所側は精神科医による SV を受けることができるだけでなく、医療連携や医学的管理に対するためらいがなくなる効果がみられている。児童相談所にとって心理治療が身近となることで、精神科への入院、投薬治療のケースも増えている。
- 医療機関と児童相談所が、互いの動き方、対応可能な範囲等を知り合うことで、連携がしやすくなっている。
- 精神科医療センターでは、児童相談所による児童福祉法上の一時保護委託による入院を積極的に受け入れている（自傷疑いが強いこども等）。また、保護児童の養育者の診察依頼にも対応している。



こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

- 医療機関との連携については「A. こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等」を参照。
- 施設職員との連携については「B (2)③TF-CBT」を参照。

D こどもへのトラウマケアに関する研修

(1) 研修

- 「TF-CBT の合同研修会」（主催：岡山県子どもの心の診療ネットワーク事業）を年 3 回開催。岡山市内の医療機関、市と県の児童相談所、岡山県精神科医療センターが参加。児童相談所が事例発表をしている。
- 所内では、新任の児童心理司、異動してきた職員、一時保護所の職員等向けに TIC の基礎知識習得を目的とした研修を実施している（児童福祉司等も参加）。
- トラウマについて、ネガティブなイメージを持つ職員もみられることから、専門用語を多用しない（ACE、リマインダー等）、受け入れられやすい用語を使う（「トラウマ」の代わりに「こころのケガ」の語を使う等）等の工夫により、心理的な距離感を縮めるよう努めている。

(2) 勉強会、個別ケースからの学び

- 児童相談所に勤務する児童精神科医を講師に、医療機関で行っているトラウマケア等をテーマとした勉強会を開いている。医師側にも児童相談所に係属する事例の治療から学んでいこうとする姿勢が強くなり、勉強会は児童心理司と医師が互いに意見を交わせる場として機能している。
- 児童心理司のスキルアップに向け、TF-CBT の実施経験がある児童心理司が個別ケースごとに SV をしながら、アセスメント実施前に留意すべき事項、心理教育の進め方等への理解を深めていく活動に注力している。トラウマ反応の現れ方はこどもにより異なることから、個別のケースから学ぶことが多い。

E 今後の展望

- まずは、こどものトラウマ関連症状とその影響をアセスメントできる児童相談所職員の育成を推進する。同時に、児童心理司等が中心となり児童精神科等と連携し、事例を通じて所全体に TIC の視点を浸透させ、こどもの再トラウマ化を防ぐだけでなく、児童相談所職員のトラウマ体験を減らしバーンアウトを予防する。次に、児童精神科医の SV の下、児童福祉司が TIC の視点を反映させた支援計画を策定できることを目指す。
- 将来的には、TIC の概念が児童福祉領域全体で実践されるように、多職種・多機関と連携し、各種施設や学校等へ展開する。最終的には、トラウマの影響について誰もが当たり前に知っており、希望者は TIC の視点を生かした支援に手が届く地域社会を目指す。そのための核となるのが、子どもの心の診療ネットワークであり、最初に出会う TIC は、児童相談所が担うことが望ましいと考える。

児童相談所の概要

児童人口：87,359 人（令和 6 年 4 月）

一時保護施設：あり

児童心理司数：17 人

令和 5 年度に児童虐待通告受理したこどものうち虐待相談対応したこどもの人数

身体的虐待：132 人、性的虐待：5 人、ネグレクト：219 人、心理的虐待：433 人

取組の概要

- 一時保護中のこどもを主対象としたトラウマのアセスメントとケア
- 常勤児童精神科医の SV の下、一時保護施設担当者、ケースワーカー、児童心理司の三者で、問題行動やトラウマ反応・症状等への対応をともに検討
- PCIT、CARE、TF-CBT（前半の PPRAC 中心）等に注力

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

- 広島県の中央児童相談所にあたる広島県西部こどもセンターでは、平成 17 年度から児童精神科医が常勤し、トラウマケア活動をけん引している。
- 平成 20 年代前半にペアレントトレーニングに取り組んだが、それだけでは親子関係の改善は難しいと判断。PCIT、TF-CBT についての検討を開始した。また、平成 25 年度からは、「愛着とトラウマ」に特化した研修を開始している。
- 平成 28 年度からは、医師及び児童心理司を中心に、所内で PCIT や TF-CBT を活用していく取組が始まっている。

(2) 実施体制・対応方針等

- センターの児童心理司は 11 名。PCIT、TF-CBT の研修受講を進めながら、少しずつトラウマケアを実践できる人材を育成している。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

(1) トラウマアセスメントへの取組

- トラウマアセスメントは、現状、一時保護を受けたこどもへの対応が中心となっている。一時保護中には担当の児童心理司がつき、アセスメントを行い、その後に在宅支援や施設入所になった際にも、心理的ケア等のフォローの継続を行っている。
- 従前からアセスメント時間を十分に取れないことが課題であったが、療育手帳の判定業務を外部委託するようになり、アセスメントや継続的な心理支援の時間を取れるようになってきた。
- 一時保護の中で行動観察し、生活の中でのトラウマ反応の出方をみることができている。限られた期間の中で密にこどもと面会し、関係性を作りながら、アセスメントを行うことができている。また、施設職員にも CBCL を依頼し、こどもの状態を把握している。
- 質問紙は、心とからだの健康観察、TSCC、UPID を使うことが多い。
- 施設入所 3 か月後に児童心理司が訪問し、適応状況等をアセスメントしている。
- アセスメントや心理面接の結果は常に担当職員間で共有するようにしている。

(2) トラウマケアへの取組

①トラウマインフォームドケア

- 一時保護所では日々の生活場面の中で、リラクゼーションやこどもの心理の視点に着目して支援している。
- 担当者間（一時保護所担当者、ケースワーカー、児童心理司）での三者協議や、こまめな情報共有（アセスメント・面接内容、一時保護所内での様子等）により、こどものつらい様子、問題行動、トラウマ反応・症状等への対応・配慮について、ともに考えている。
- 一時保護中は児童心理司が関わりやすいが、在宅支援や施設入所になると児童福祉司中心の関わりになることが多い。また、在宅、施設等で関わる支援者が変わっていく中で、TIC の認識が不十分な支援者の場合には、一時保護中のアセスメント結果に基づいた支援の継続が難しいケースもみられる。

②トラウマに対応したケア

- こどもに合わせて、言語面接、箱庭療法、プレイセラピー等を選択し、心理教育と組み合わせながら実施している。
- 心理教育の内容もこどもに応じて、トラウマの心理教育、感情や思考のワーク、リラクゼーション法、性被害のこどもにはマイステップ等を提供している。
- 愛着の課題を抱えるこどもが多いため、プレイセラピー等により、児童心理司とこどもの関係を作りながら、様々な表現をしてもらえるように働きかけている。
- アセスメント内容を保護者に伝え、必要な関わりや配慮をフィードバックすることもある。また、施設や保護者への愛着形成の支援として、CARE や PCIT 等を実施。
- 心理教育等の内容を、生活場面で継続的に実践していくためのサポートが課題である。特に、家庭復帰する際に、保護者にもトラウマの視点を理解して関わってもらえるかが課題である。

③トラウマに特化したケア

- 児童相談所では、TF-CBT の前半の PPRAC の段階（心理教育、リラクゼーション、感情表現、認知コーティング）を主として行っている。
- 短間隔で継続的に来所してもらうのが難しい、家族・施設・医療機関等と連携してサポートする体制づくりが難しい、TF-CBT のライセンス保有者が少ない等の課題がある。
- こどもには様々な課題があるので、TF-CBT 等のケアだけで改善していくということではなく、安心安全な生活や心理教育等こどもが育つ総合的な環境が安定することで、成長につながっていくと感じられている。
- 一方で、「トラウマ」や「こころのケガ」を共通言語に、こどもと、その子が抱える課題を語り合えるところまでは到達できそうとの感触を、児童心理司が持ち始めている。

C こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

- センター内職員にトラウマの視点は浸透しつつあり、事例検討や判定会議の中で「トラウマ」の語が普通に用いられるようになってきている。ケースワーカー等関係者とこどもや家族のトラウマに関する状況や心配事をこまめに共有している。
- 施設との連携が進んでいる。入所後 1 か月訪問をケースワーカーが、3 か月訪問を児童心理司が行うが、3 か月訪問時にこどもの適応状況やトラウマ症状を確認し、関係者で共有している（アセスメント結果は書面で施設に送付）。また、要望がある施設に対しては、センターの児童精神科医と児童心理司が出向いてのトラウマケア研修を提供している。
- 家族に対しては、ケースワーカーと児童心理司とで、こどもの状態や日常で気を付けることを伝えているが、その後はケースワーカーと家族の連携になり、児童心理司が継続的に関われるケースは限定されている。ケースワークの中で、こどもへの関わり方を学びたいとの意欲がある家族には、ペアレンティングプログラムを提供している。

D こどもへのトラウマケアに関する研修

(1) 職員向け研修

- 児童心理司の外部研修受講機会の受講にかかる予算を確保しており、TF-CBT Introductory Training や PCIT 研修等が受講されている。受講後には所内で復命研修を行っている。チーム内でのロールプレイ等を通じて、実践に活かしていくことを重視している。
- 「愛着とトラウマ」研修は、医師と児童心理司がともに企画・運営してきたもので、平成 25 年度から継続している。
- PCIT・CARE 実践報告会は、PCIT の定着と児童心理司の育成を目的に、令和 4 年度から開始したもの。児童心理司がアセスメントからケア・支援までを担うことを目指す。実践報告の機会は非常に有用と認識されている。
- また、児童福祉司が受ける法定研修に、児童心理司も参加するようにしている。

(2) 外部向け研修

- 養育者支援プログラムは、CARE を施設の生活指導の中に取り入れてもらうことを目的とした研修。研修の有効性の観点から、従前の各施設 1～2 名が参加する集合研修方式から、近年では児童心理司（ライセンス保有者）が施設に出向いて研修を提供する方式へとシフトしている。令和 6 年度には市町向け CARE 研修を実施し、在宅支援や要支援家庭の親への子育て支援に活かすことを目指した。
- 外部講師を招聘しての概論研修を講義形式で行うことが多くなりがちだが、研修成果を実践に活かしていくために、児童心理司が講師を務めてのグループワークや実践報告等を増やしていくことも必要と認識している。

主な研修実績（令和5年度）

研修名	目的・内容	主な対象者	受講者数
●職員向け研修			
専門性強化研修 （愛着とトラウマ）	こども家庭センター及び児童福祉の関係機関の専門性強化に資することを目的とする。 （テーマ：「施設におけるトラウマケア」）	児童福祉施設、市町、里親、 県こども家庭センター	52
PCIT・CARE 実践報告会	PCIT 研修受講者が復命研修として、センター内職員を対象とした実践的な研修を行う。講義、実践報告。	児童心理司	19
●関係機関向け研修			
養育者支援プログラム研修	子どもとよりよい関係を築く時に大切な養育のスキルを学ぶ。CARE 専門家向けワークショップ。	児童福祉施設、市町、里親、 県こども家庭センター	31
メンタルヘルス 研修	支援者自身の傷つきや葛藤に対するセルフケア、対処法、コミュニケーションスキル等について学ぶ。	児童福祉施設、市町、里親、 県こども家庭センター	126
●外部研修受講			
TF-CBT Introductory Training	TF-CBT の治療要素を学び、実践に役立つ技術を習得する。 講義とワーク：TF-CBT の治療要素を学ぶ 講師：兵庫県こころのケアセンター	児童心理司	
PCIT イニシャル ワークショップ	親子の相互交流を深め質を高めることで回復に向かうよう働きかける心理療法 PCIT の技術を習得する。 講師：日本 PCIT 研修センター	児童心理司	

E 今後の展望

- 関係者内で「トラウマ」が日常用語になってきているのを実感している。一方で、ケースワーカーが子どもと接する中でトラウマの視点からの対応が必要と感じつつも、どうしたらよいか悩むような場面において、児童心理司が関わり、ともに適切な対応につなげていくような状態になることを目指している。
- そのために、人材の確保・育成、面接スキル等の向上を図っていく。

児童相談所の概要

児童人口：114,097 人（令和2年4月）

一時保護所：あり

児童心理司数：11 人（令和6年4月）

令和5年度に児童虐待として通告を受理したこどもの人数

身体的虐待：457 人、性的虐待：29 人、ネグレクト：229 人、心理的虐待：956 人

取組の概要

- 平成 30 年度から「TIC 推進計画」を実行
- 早期に、トラウマケアの第一人者である外部専門家からの SV を得られる体制を構築
- 一時保護中のこどもを中心に、トラウマアセスメントを実施し、TIC の視点で関わりとともに、心理教育を行う。体制面等の課題からトラウマに特化したケアは実施していない
- 一時保護所や児童福祉施設に出前研修（TIC 研修）を提供

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

- 高知県では平成 20 年代中盤に、施設に入所するこども間での性暴力や、虐待死亡事故の発生により、児童相談所の職員がその対応に追われることとなった。その頃、高知県中央児童相談所では、相談支援体制の機能強化に向け、外部専門家（アドバイザー）の SV を得て、事例検討等を通じてトラウマのメカニズムや施設等における対応等について学び始めた。
- 平成 29 年秋に、同相談所と高知県の職員が、大阪大学の TIC シンポジウムの参加と、大阪府立施設の視察を行った。この機会や、そこで知り合った専門家との交流が、その後の高知県での TIC 導入への取組に大きく影響を及ぼした。

(2) TIC 推進計画

- 同相談所では、平成 29 年度中に「TIC 推進計画」（5 か年計画）と、児童心理司の育成計画を策定。翌 30 年度から、TIC 推進担当を中心に本格的に計画を開始。同時期に、県の「日本一の長寿県構想」や「高知県社会的養育推進計画」にも TIC 推進が明記された。
- 当初の 5 か年（平成 30 ～令和 4 年度）においては、トラウマを正しく理解するために啓発的な研修（児童心理司、児童福祉司、一時保護所職員、児童養護施設等関係機関向け）を多く実施した。トラウマアセスメント、心理教育は令和元年度頃から全体目標とし、その後 TF-CBT の実施についても検討した。
- 令和 4 年度に当初 5 か年計画を総括。児童心理司、児童福祉司等の入れ替わりが多い中、研修による知識の定着を進めていくことや、トラウマに特化したケアの実施までは短期的に難しいこと等を示した。その上で次なる 3 か年（令和 5 ～7 年度）に向け、①こども自身がトラウマに関係する症状をコントロールして、日常生活に適応できるようになる、②児童心理司が中心となって、児童福祉司や一時保護所、施設職員、里親とともに、トラウマの視点を持って対応できるようになる、ことを目指す姿として掲げ、TIC 推進計画を更新している。
- 令和 5 年度からの第二期においては、TIC 推進担当から児童心理司 3 名程度の小チームにトラウマケア関連事業を分散させた。皆が主体的に取り組む体制への変更を図ることで、職員のモチベーション向上につながっている。また、トラウマケアは児童心理司だけでなく、多くの職員で関わるものとのメッセージを日々発信することで、児童福祉司等の関わりも増え、多職種連携がしやすくなってきている。

(3) 実施体制・対応方針等

- 同相談所の児童心理司 12 名（全員、心理支援部に所属）のつながりは密。児童養護施設、児童福祉施設、児童心理治療施設の施設心理士 10 名と連携して、トラウマケアへの取組を主導している。県内児相（幡多児相 2 名）の児童心理司とも情報共有し、児童心理司全体のスキル向上を目指している。
- 高知医療センターの精神科、婦人科、小児科の医師が嘱託医として勤務。また、県の精神保健福祉センターの精神科医師が月 2 回来所し、身近に相談する機会が確保されている（同センターの所長は高知県中央児童相談所の副参事）。
- 外部専門家（アドバイザー等）から、トラウマケアに関する助言や指導等を受けている。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

(1) トラウマアセスメントへの取組

- 令和 5 年度に児童虐待通告を受理したこどものうち、児童心理司が関与した割合は一時保護児童にあたる 3～4 割程度（性的虐待を受けた児童については、全件聴き取りをしている）。
- 一時保護中のこどもを中心に、トラウマの視点からのアセスメントを実施している。一時保護所では、担当児童心理司がこどもの状況に応じた方法（トラウマの観点からの情報整理、面接・フリートーク、聴き取り、トラウマ体験等を問う質問紙（ACE スコア、TSCC、UPID 等））で、アセスメントを行っている。
- 中央・幡多両児相の児童心理司は、役職に関係なく横のつながりがあり、皆で活動を共有する雰囲気が継続できている。
- こどもの家族のアセスメントに向けては、児童福祉司とともに連携することになるが、児童心理司側が十分に対応できていない状況がある。

(2) トラウマケアへの取組

① トラウマインフォームドケア

- トラウマアセスメントを行ったほとんどのこどもに対し、TIC の視点で関わっている。
- 所内の職員のみならず、一時保護所や施設の職員等にも TIC の出前研修を実施している（後述）。職員の入れ替わりがありながらも、継続して学ぶ仕組みがあることで、関係者間に TIC の視点が大切との意識が定着しつつある。

TIC 推進計画

TIC推進計画			実績	次年度への課題
所内		関係機関		
	児童心理司	児童福祉司 一時保護所職員	児童養護施設 児童心理士・相談員	
H29年度	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	山形県立こころとトラウマケアの普及・啓発 ○TIC研修プログラムで施設職員(施設グループ)の発掘 ○大宮啓発 ○一時保護所職員向けにACB調査実施 ○児童養護施設こころのケアセンター研修実施2名 ○施設、施設職員向けに研修実施 ○2月研修1、施設員によるTIC研修
H30年度	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマについての基礎知識(学習資料4頁) ○シンクチュアアセスメント研修(1回) ○シンクチュアアセスメントによる学習会、事例検討 3回 ○施設での研修実施(山形県) ○トラウママインドフルネス研修に取り組み実施 ○児童養護こころのケアセンター研修1名実施
R元年度	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマについての基礎知識 所内2回 ○施設職員向け研修(1回) (研修10月) ○シンクチュアアセスメントによる学習会、事例検討 3回 ○施設での研修実施(山形県) ○トラウママインドフルネス研修に取り組み実施 ○児童養護こころのケアセンター研修1名実施
R2年度	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマについての基礎知識(新追加) 5月 ○TICワーク(研修10月) 5月 ○シンクチュアアセスメントによる学習会、事例検討 3回 ○施設での研修実施(山形県) ○トラウママインドフルネス研修に取り組み実施 ○児童養護こころのケアセンター研修1名実施
R3年度	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマについての基礎知識(新追加) 5月 ○TICワーク(研修10月) 5月 ○シンクチュアアセスメントによる学習会、事例検討 3回 ○施設での研修実施(山形県) ○トラウママインドフルネス研修に取り組み実施 ○児童養護こころのケアセンター研修1名実施
R4年度	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマを正しく理解し、その影響について学ぶ。 トラウマの概念をもつて、ケース理解を深める。	トラウマについての基礎知識(新追加) 5月 ○TICワーク(研修10月) 5月 ○シンクチュアアセスメントによる学習会、事例検討 3回 ○施設での研修実施(山形県) ○トラウママインドフルネス研修に取り組み実施 ○児童養護こころのケアセンター研修1名実施
TIC推進計画 総括	(現状) トラウマとその影響についての知識を身につけている。トラウマ概念で理解することができている。アセスメントと心理教育を実施している。 (課題) PRAC実施が難しい。心理療法のスキルが乏しく、継続的な人材育成ができていない。COPが長期的な方針を共有することやコンクリートにまで至っていない。	(現状) トラウマとその影響についての知識を身につけている。トラウマ概念で理解することができている。アセスメントと心理教育を実施している。 (課題) PRAC実施が難しい。心理療法のスキルが乏しく、継続的な人材育成ができていない。COPが長期的な方針を共有することやコンクリートにまで至っていない。	(現状) トラウマとその影響についての知識を身につけている。トラウマ概念で理解することができている。アセスメントと心理教育を実施している。 (課題) PRAC実施が難しい。心理療法のスキルが乏しく、継続的な人材育成ができていない。COPが長期的な方針を共有することやコンクリートにまで至っていない。	(ACB調査) トラウマとその影響についての知識を身につけている。トラウマ概念で理解することができている。アセスメントと心理教育を実施している。 (課題) PRAC実施が難しい。心理療法のスキルが乏しく、継続的な人材育成ができていない。COPが長期的な方針を共有することやコンクリートにまで至っていない。
(目標) ①子ども自身がトラウマに関連する症状をコントロールして、日常生活に適応できるようになる。 ②児童心理司が中心となって、児童福祉司や一時保護所、施設職員、里親と共に、トラウマの概念を持って対応できるようになる(トラウマの概念を持った調査や診断、TIC概念の助言・指導、子どもの安心感を高めるような支援など)				
R5年度	児童心理司 児童福祉司 一時保護所職員	児童心理司 児童福祉司 一時保護所職員	児童心理司 児童福祉司 一時保護所職員	山形県立こころとトラウマケアの普及・啓発 ○TIC研修プログラムで施設職員(施設グループ)の発掘 ○大宮啓発 ○一時保護所職員向けにACB調査実施 ○児童養護施設こころのケアセンター研修実施2名 ○施設、施設職員向けに研修実施 ○2月研修1、施設員によるTIC研修
R6年度	児童心理司 児童福祉司 一時保護所職員	児童心理司 児童福祉司 一時保護所職員	児童心理司 児童福祉司 一時保護所職員	トラウマについての基礎知識(新追加) 5月 ○TICワーク(研修10月) 5月 ○シンクチュアアセスメントによる学習会、事例検討 3回 ○施設での研修実施(山形県) ○トラウママインドフルネス研修に取り組み実施 ○児童養護こころのケアセンター研修1名実施
R7年度	児童心理司 児童福祉司 一時保護所職員	児童心理司 児童福祉司 一時保護所職員	児童心理司 児童福祉司 一時保護所職員	トラウマについての基礎知識(新追加) 5月 ○TICワーク(研修10月) 5月 ○シンクチュアアセスメントによる学習会、事例検討 3回 ○施設での研修実施(山形県) ○トラウママインドフルネス研修に取り組み実施 ○児童養護こころのケアセンター研修1名実施

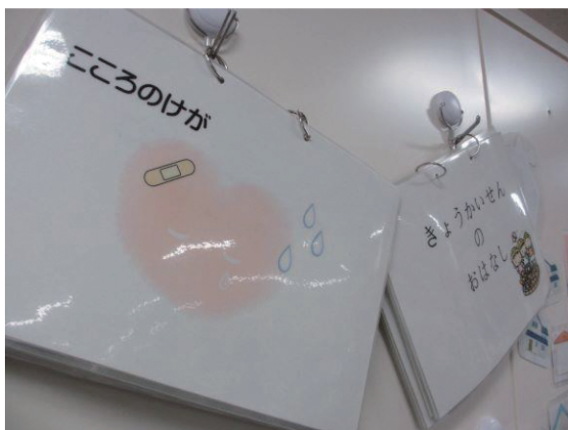
資料：高知県中央児童相談所

②トラウマに対応したケア

- 必要なケースすべてに対して、トラウマアセスメントに基づく心理教育を実施している。
- 心理教育の実施にあたり各担当児童心理司が、こどもの発達段階や理解力にあわせて心理教育教材を作成している。また、「心理教育ツールチーム」を作り、①新たな教材の作成・発信、②心理教育の取組を『ミニ実践集』にとりまとめ等を行っている。教材やノウハウは中央・幡多児童相談所の児童心理司全体で共有し、スキルアップを図っている。



誰でも使いやすいように、執務室の壁面に教材を掲示している。



学齢児だけでなく、幼児向けにも理解しやすい教材を作成。使用感を共有することで、輪が広がっている。

資料：高知県中央児童相談所

③トラウマに特化したケア

- 児童心理司は TF-CBT 研修等に参加して知識を蓄積しているが、体制面等での課題（児童心理司による各ケースへの継続的な関わりや、施設入所後のバックアップが難しい等）があり、現状ではトラウマに特化したケアの実践は難しいと判断している。
- そのため、高知県では TIC とトラウマに対応したケアに注力せざるを得ない現状がある。
- トラウマケアの発展・継続のために、「トラウマケア検討会」として、児童心理司が対応中のトラウマケアケースについて、事例検討を行い、ピア SV の機会として試みている。

C こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

- 所内（一時保護所含む）には、日常のコミュニケーションを通じた協働体制ができている。また、研修や意思疎通等を通じて、施設とも一定の共通理解の下での連携がとれている。
- 学校等との連携には課題がある。関係者がトラウマを理解できていないと、施設では安定していても、学校で不安定になるこどもが出てくる。
- こどもに関わるすべての人がトラウマの影響を受けること、再トラウマを防ぐ支援をしていくこと等を皆で理解しながら、段階的に連携を進めていく必要がある。そのために児童相談所は、日々こどもに関わる関係者にまで対象を広げながら、TIC の視点で関わってもらえるように働きかけていくことが重要で

D こどもへのトラウマケアに関する研修

(1) 職員向け研修等

- 年1回、外部講師を招へいして、児童相談所と施設の職員を対象とした集合研修を行っている。支援者側への影響（傷つき等）も重視するテーマとなっている。
- 参加者側に対話が大事だと感じている人が多いため、グループワークを重視している。
- 児童心理司向けには、異動による入れ替わりがある中、研修以外にも、「心理診断の手引き」を作成し、この手引きを活用しながらトラウマも含めた包括的アセスメントができるよう育成を行っている。
- 一時保護所職員向けに、児童心理司が研修企画・講師をする出前研修を実施。年間4回程度の企画において、事例検討や職員間の意見交換を行い、児童理解を深めるだけでなく、支援者支援も行うことで実践的な研修となっている。

(2) 外部向け研修（出前研修）

- 令和元年度より、児童福祉施設に出向き、全職員等を対象に、児童心理司が研修企画・講師を担い、TIC の研修を実施している。
- 施設職員に疲弊や傷つきがみられるため、出前研修でも、TIC の視点を二次受傷やバーンアウトの防止につなげる工夫をしている（トラウマに関する説明の前に、職員自身の傷つきや、こどもや保護者との関わりにより現れ得る症状等を説明。職員の心の傷を聴いてからこどもの傷つきの話をする等）。企画に際して、事前に施設と打ち合わせを行い、職員全体の状況を踏まえてリラクゼーション法を用いるなどの工夫を行っている。
- 同相談所の児童心理司が、毎年全施設に出前研修を行うことは難しい。研修資料を施設に共有し、それを活用してもらうことで、施設心理士が園内研修を開始する施設も現れている。

主な研修実績（令和 5 年度）

研修名	目的・内容	主な対象者
●職員向け研修		
子どもや支援者、組織の安心・安全を境界線から考える	支援者に起きていることから、こどもたちに起きていることを理解することを目的とする。大阪大学大学院 野坂教授からの講義、グループワーク、講師からのコメントと質疑応答、講評等からなる。	児童福祉施設職員、児童相談所職員
TF-CBT Introductory Training	TF-CBT の基本的な治療要素を学ぶことを目的とする。TF-CBT の枠組みと構成要素（講義とワーク）からなる。	児童心理司
●外部向け研修		
トラウマインフォームドケア	TIC について理解することを目的とする。こどもたちの行動をトラウマの視点で理解し直し、生活場面でのトラウマ症状に気づいて、子どもと一緒に対応できるようになる（グループワーク含む）内容。	児童養護施設や乳児院の管理職、児童指導員、保育士、心理士、看護師等

E 今後の展望

- TIC 推進計画に沿って、児童心理司の心理職スキルの向上（アセスメント力・コンサルテーションの向上等）、児童福祉司や一時保護所職員と一緒にの所内体制づくり（各業務への TIC 視点の導入等）、施設職員のスキル向上（トラウマに関する知識を生かした支援の実施等）の実現を目指していく。
- 特に、児童心理司について、トラウマに特化したケアを展開できるような体制づくりと、施設だけでなく地域の支援者（学校や医療機関、市町村等）とも TIC 視点が共有できるような働きかけを行っていく。

児童相談所の概要

児童人口：76,901 人（令和 6 年 4 月）

一時保護所：あり

児童心理司数：12 人

令和 5 年度に児童虐待として通告を受理したこどもの人数

身体的虐待：88 人、性的虐待：1 人、ネグレクト：68 人、心理的虐待：243 人

取組の概要

- 全所を挙げての「トラウマケア事業」の立ち上げ
- トップダウン、ボトムアップの双方の活動により、組織に TIC が根付きつつある
- 施設職員、ケースワーカー、児童心理司が連携しての TIC の推進と TF-CBT の実施
- トラウマケアの研修、実践ともに、対話、グループワーク等を重視

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

- 大分県中央児童相談所では、施設内虐待や児童間性暴力等の重症事案に対応するため、令和元年度に全職員を対象に TIC 研修を実施。以降、所内外でトラウマ関連研修を手厚くしている。
- 長期的には、TF-CBT を安定実施できる状況を目指す。そのためには、児童相談所のみならず、県内の関係機関や関係者と TIC について共通理解を促進して協働で土台づくりが重要と認識。
- TF-CBT 実施と並行して、支援者が、虐待によるトラウマの影響を受けたこどもに無防備で関わり続けると、強いストレスにさらされる。支援者自身もトラウマを負うことになると、休職・離職、施設内虐待等のさらなる問題につながりうる。そのため、児童心理司のみならず、全所を挙げての支援者支援を継続的に実施し、見える化していく取組が必要とされた。さらには、その支援者支援を後押しする組織の文化や風土の醸成が必要と考えるに至った。
- 1 年間の準備期間を経て、令和 5 年度より「トラウマケア事業」を開始（3 年計画）。組織的にトラウマケアアプローチを導入する活動を開始した。

(2) 実施体制・対応方針等

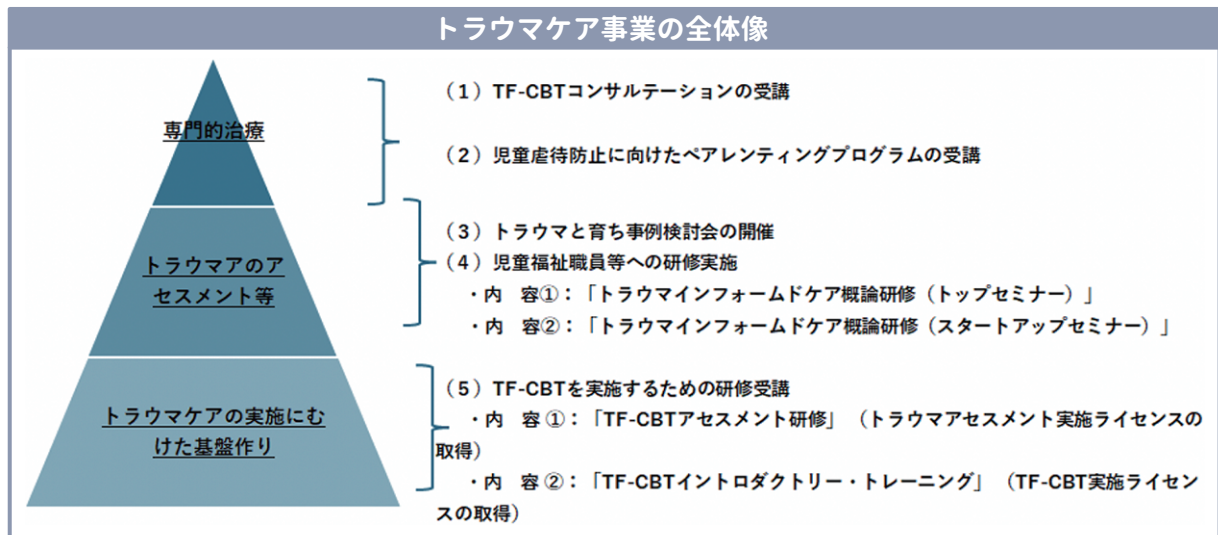
- 「トラウマケア事業」の実施に向け、既存の予算体系を大幅に組み替えた（既存の予算の大部分を本事業に投入）。
- 令和 5 年度以降には相談所の運営方針に「TIC の実践」を明記し、年度当初の所長訓示式で「TIC の推進」を表明している。
- 総勢 10 名の TIC プロジェクトチーム（TICPT。正式名称「相談者や支援者の傷つきを十分に配慮したプロジェクトチーム」）を編成。管理職のリーダーシップの下、児童心理司、児童福祉司、一時保護所職員、事務職が配置されている。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

- 「トラウマケア事業」は、「TF-CBT の実施に向けた基盤づくり」、「トラウマのアセスメント等」、「専門治療」といったトラウマの3段階に着目しながら、活動を進めている。

(1) TF-CBT の実施に向けた基盤づくり

- TF-CBT Introductory Training や CCAP 版ペアレンティングプログラムを受講。
- 関係機関と連携なくしてトラウマケアは実施できない。県内12か所の児童養護施設(一時保護施設を含む)に対し、令和4年度からアウトリーチ型研修、6年度から児童相談所専任者による「TIC コンサルテーション」を提供。
- TIC コンサルテーションでは、児童相談所職員と施設職員が協働し、施設ごとの実態・課題に合わせた取組を検討・実施している。施設側の「こうしたい」とのニーズや意欲を重視した活動ができる反面、児童相談所職員への負担は大きい。



資料：大分県中央児童相談所

(2) トラウマのアセスメント等

- 主に児童福祉施設や市町村職員等を対象に、下記の研修を提供している。
 - ▶ **TIC 概論研修**：ターゲット層を組織の管理職（「TIC トップセミナー」）と現場職員（「TIC スタートアップセミナー」）に分け、トップダウン、ボトムアップの双方から活動が推進されるように工夫している。講義に加えて、参加者同士の対談・対話を重視した内容としている。
 - ▶ **トラウマと育ち事例検討会**：基礎編（支援者全般）、発展編（基幹的職員＝中堅以上）、専門職編（心理職等）と受講対象者を細分化し、同じ立場にある職員同士による踏み込んだ対話や議論を促進している。
- 対話型研修の導入により参加者のグループワークへの積極参加がみられる、実践ケースの紹介により今後の支援への活用イメージがわく、里親やファミリーホーム職員等トラウマ関係の知識が届きにくい層が学ぶ場となっている等、好評である。
- 一方で、保護者のトラウマにどのように向き合うかが課題となっている。



トラウマと育ち事例検討会（左）、グループワーク（右）の様子

資料：大分県中央児童相談所

(3) 専門治療

- 児童心理司の大半が TF-CBT を実践する資格を取得し、令和 5 年度から被虐待児のトラウマに対する専門治療を開始している（現在は措置ケースに限定）。5 年度は 2 ケースを実施済み、6 年度は 5 ケースを実施中。専門医療機関、児童養護施設職員等と協働している。
- 「TF-CBT マニュアル（導入・実施マニュアル）」を整備。安全安心な取組とすべく、組織的な検討と決定の下に進めている。実施ケースには必ず主治医をつけ、医師の意見を踏まえながら次のステップに移行するか否かを判断している。また、TF-CBT LC 研究会のコンサルテーションを受けながら進めることで、実施者が研鑽を積める場ともしている。
- 児童心理司を中心に、CCAP 版ペアレンティングプログラムを受講し、実施資格を取得している。トラウマケアの先にある、家庭復帰に向けた親子関係支援を、心理職中心に実施できる体制を整えている。

C TIC の組織文化づくりの活動

- 組織内の TIC への認識を高め、職員のセルフケア力を高め、離職率の軽減や働きがいの上昇につなげるための草の根的な活動が進んでいる。職員をエンパワメントし自己肯定感を高めること、本所／分室や相談者／支援者等の分断をなくすこと、対等な関係の中で成長を促すこと等を目的としている。
- 具体的な活動内容として下記等が挙げられる。
 - ▶ **TIC 標語**：TIC に関して募集した標語を毎月の定例会議で発表し、優秀作品の表彰と所内での掲示等を行う。
 - ▶ **TIC 通信**：TIC につながるような、職員の取組や業務の苦勞、組織内外のニュース等を LGWAN 回線を利用した職員共通の掲示板で共有している。効果的な投稿を表彰することによって職員の連帯感を強化している。
 - ▶ **TIC ラジオ**：YouTube の限定公開で、職種、業務内容、役職など多彩なテーマを設定し、職員をゲストにその人柄も紹介しながら、TIC の観点を織り交ぜながら 15 分程度語り合う。日頃知ることがない業務の裏側や人となりを知り、対話を活性化する。
 - ▶ **意見箱**：セルフケアの推進等に向けた若手の意見を吸い上げる。
 - ▶ **TIC プロフィール**：各職員の趣味、ストレス解消法、休日の過ごし方等を記載したカード型配席図を作成し、会話のきっかけと顔の見える関係をつくる。
 - ▶ **TIC アンケート**：TIC 実践の 7 つのコミットメントの概念と、TIC 態度尺度を参考に作成したアンケートを全職員に実施し、組織の TIC の状況や手当てすべき箇所をアセスメントする。
 - ▶ **お菓子箱の設置**：執務室内の数か所に「お菓子箱」を設置する。職員同士の対話のきっかけとしたり、ハードケース対応後の共有の場の 1 つとしている。

- 様々な活動により、全職員が「トラウマを抱えやすい職場」であることを共通の認識としつつある。また、悩みを相談しやすい職場、皆で支えあう職場となりつつある。
- 「トラウマ」に対する敷居を下げて、誰でも参画できる活動を職場にちりばめることにより、職種や年代を超えて主体的な動きが増えつつある。ただし、諸活動の意義が見えにくくなる、既存業務を圧迫するリスクがあるなど、バランスのよい取組とすることが課題となっている。

D ト라우マケア事業の効果

- 多職種による TIC への理解が高まっている。
 - ▶ この数年で、ケース会議等において発達、情緒に加えてトラウマの視点が必ず出てくるようになった。
 - ▶ 初期対応から「親も逆境体験を持っているかもしれない」との認識を持って対応に当たる姿勢がケースワーカー全体に広がっている。
 - ▶ 児童心理司が行う面接では、こどもとともにトラウマに関して共通言語をつくるワークを行うケースが増えている。安全安心に、こどもとトラウマについて語り合える場面が増えている。
 - ▶ 対話を中心としたケース検討が増えている。ケースワーカー、施設職員、児童心理司が参加し、場合によってはそこにこどもも加えたケース検討が始まっている。TIC の概念が活かされたケース会議が増えている。
- トップダウンの取組により、多くの職員がトラウマケアに参加できている（言われているからやっているという姿勢でも当初は十分と認識している）。
- 事業の成果・課題を見える化していく活動（エビデンス構築）が今後重要となる。

E こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

- 児童心理司と施設職員の協働と並行して、ケースワーカーとの協働も進む。各施設には担当のケースワーカーが SV としてついているが、TIC コンサルテーションにて、施設側が事例検討を求めてきた場合には、ケースワーカーも必ず参加している。また、TICPT の半数は若手を中心としたケースワーカーである。TIC は心理職が進めるものではなく、全所的な取組であるとの姿勢を重視している。
- TF-CBT の実施に際しては、医療機関との連携が欠かせない。県内には公設診療所がないが、これまでに連携を積み重ねてきた民間医療機関の協力を得て、中学生以上の治療に対応している。小学生以下は児童心理治療施設の医師と連携している。
- 大分県では里親委託率が全国的にも高く、トラウマケアに関する里親との連携は取組の最中である。「トラウマと育ち事例検討会」に基礎編（支援者全般）を設けることで、里親やファミリーホーム職員等の研修参加を可能にしており、今後の TIC の普及へとつなげていく予定。
- TIC の取組を通じて、関係者・関係機関と共通言語を介しながら、ともに成長する姿勢を大切にしている。

F こどもへのトラウマケアに関する研修

- 前述のように、トラウマケアに関する研修として下表の内容等を実施。講義に加え、事例検討やグループワークを行うことで、参加者間の対話促進を図っている。

主な研修実績（令和5年度）		
研修名	目的・内容	主な対象者
●職員向け研修		
TIC 概論研修	TIC の知識を共有すると共に実践につなげる。 形式：講義・グループワーク	児童福祉司、児童心理司、保健師、里親支援員
TIC 症例検討会	トラウマに関するアセスメントスキルや支援スキルの向上。 形式：講義・事例検討・グループワーク	児童福祉司、児童心理司、保健師、里親支援員、保護所職員
●外部向け研修		
TIC 研修 (アウトリーチ型)	施設職員への TIC の普及。 形式：施設に出向いての講義・グループワーク	児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・(一時保護所)
TIC 概論研修	TIC の知識を共有すると共に実践につなげる。 形式：講義・グループワーク	児童養護施設・福祉型障害児入所施設・児童心理治療施設・市町村・医療機関・母子支援施設・アフターケアセンター

G 今後の展望

- 心理職だけでなく、全職員が TIC の知識を持ち、日常業務に活かしていく風土を根付かせることを目標としている。令和6年度までは TIC と呼んでいた活動を整理し、組織へアプローチするような取組についてはトラウマインフォームドアプローチ（TIA）という用語を用いるように整理していく。
- TF-CBT を実施することを念頭に置きながら TIC に力を入れてきた。同時に児童相談所職員や関係機関職員、対象者が自らの傷つきに気づいたり、そのことを前提として対話したりすることによって状態が好転する可能性も感じている。特に、支援者が職場でトラウマインフォームドなサポート等を得られることにより職員のメンタルダウンを予防し、エンパワメントすることができるという可能性にも気づくことができた。そのためには、TIC の様々な活動を一過性のものとはせず、体制整備により、人事異動で人員が変わっても、恒久的・組織的に TIC への取組が続いていくことが重要である。
- ただし、組織の風土や文化は一朝一夕に形成されるものでもない。トップが変われば、取組も変わってくるものと考えている。特に3年計画の終わる令和8年度以降に継続可能な取組を地道に行っていく必要があると考えている。
- 在宅支援中のケースにも TF-CBT を実施することを検討しているが、人員が不足しており、十分な時間をかけることができないなど課題が多いため、ニーズのある措置児童等に対応するのが限界である。

児童相談所の概要

児童人口：125,806 人（令和6年4月）

一時保護所：あり

児童心理司数：30 人

令和5年度に児童虐待として通告を受理したこどもの人数

身体的虐待：179 人、性的虐待：8 人、ネグレクト：93 人、心理的虐待：440 人

取組の概要

- 経験豊富な児童心理司が不足する中、対象は一時保護中のこどもに、対応範囲はアセスメント、TIC、心理教育・心理療法に絞って、トラウマケア活動を進める
- トラウマケアの必要性を、こどもが理解することが重要との認識の下、絵本やリーフレット等を使って、わかりやすく丁寧に説明することを心掛ける
- 一時保護所では週 1 回のグループワークを行い、自分を表現する方法等を学ぶ
- 新任の職員が多い中、トラウマケアを実践できる人材の育成が求められる

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

- 虐待の通告が増える中、児童相談所に求められるケアの範囲も変遷してきている。以前はプレイセラピーが中心だったが、現在ではトラウマに焦点を当てることで、その後のケアや周囲の理解も進みやすくなってきている。
- 一時保護中のこどもには、トラウマのアセスメントをしっかり行い、トラウマの視点を踏まえた関わりや、関係機関の連携による支援を進めている（一方、体制面の制約から、在宅支援中のこどもへの対応が課題である）。

(2) 実施体制・対応方針等

- 沖縄県中央児童相談所（本所、八重山分室、宮古分室からなる）の児童心理司数は 9 名（本所 8 名、八重山分室 1 名、次年度から宮古分室にも 1 名配置予定）。自立支援班に配属されており、所内のトラウマケアの活動を主に担っている。
- 一方、新任や育成段階にある児童心理司も多く、トラウマケアを担当できる児童心理司数は限られている。
- 一時保護中のこどもの担当児童心理司がトラウマのアセスメントとケアを担う。各児童心理司の力量によるところも大きく、経験豊富な児童心理司からアドバイスをもらいながら、各者が可能な範囲で対応している。
- 嘱託医は 4 名（児童精神科医 1 名、精神科医 3 名。月 7 コマ × 2 時間配置）。トラウマケアに関する助言を受けている。

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

(1) トラウマアセスメントへの取組

- 児童心理司が関与する一時保護中のこどものうち、3～4割に対して、トラウマの視点からのアセスメントを行っている。児童心理司のいない宮古分室でアセスメントが必要なこどもがいる場合、本所から出張して面接している。在宅支援中のこどもにも対応したいが、体制面の制約から難しい現状がある。
- アセスメント方法としては、関係者からの情報収集、面接・フリートーク、聴き取り、標準化された質問紙(TSCC、UPID 等)を用いている。こどもとの関係づくりも含め、面接・フリートークを大事にしており、フリートークの場面でトラウマの症状や体験を話し合っている。話したがらなかったり、回避がみられたりすることには、トラウマ関連症状がないか、本人以外の関係者から話を聞いている。
- こどもがアセスメントの必要性を理解できるよう、絵本やリーフレット等を活用しながら、こどもに説明している。
- こどもにトラウマに関する知識がなかったり、知識があっても身構えてしまったりして上手に話せないときに、どのようにアセスメントするかが課題である。虐待が重篤なこどもほど、担当児童心理司は、侵入的な質問をすることへの不安や懸念を感じている。
- 家族に虐待歴やなぜ不適切な関わりになっているかを聴いているが、トラウマアセスメントまではほとんど実施できていないのが現状である。
- 一時保護ののちに家庭に戻るこどもが多いため、アセスメント結果を家族にフィードバックしている。虐待による影響、今後こどもに現れやすい症状や行動、家庭環境での配慮等について、個別に資料を作成・提供しながら、嘱託医または児童心理司から家族に説明している。家族に渡した資料については、児童心理司会議で共有している。

(2) トラウマケアへの取組

①トラウマインフォームドケア

- トラウマアセスメントを行ったこどものほとんどに対し、TIC の視点で関わっている。
- こどものトラウマに関するリーフレット資料（こども向け、保護者向け、学校職員向け）等、資料を活用しながら TIC を実施している。

②トラウマに対応したケア

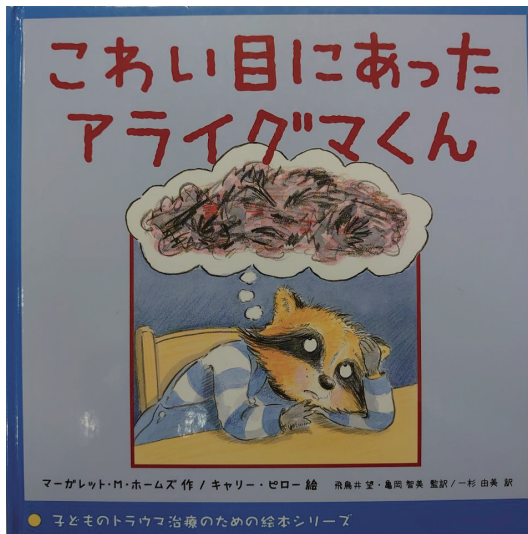
- 一時保護中のこどもを対象に、トラウマアセスメントを行った子の多くに、トラウマ体験・反応の心理教育や、個々に合わせた心理療法等を行っている。
- こどものトラウマ治療のための絵本シリーズを用いることで、こどもの心理的抵抗を和らげ、心理教育等への導入をしやすくしている。
- 一時保護所では、心理療法専門員が中心になり、週に 1 回、グループワークを行っている。トラウマに特化したものではないが、感情の理解や表現方法、リラクゼーション法や動作法等を学習している。児童心理司が参加する機会もあるが、日常の様子がわかり、アセスメントにも有効であり、定期的なケアの評価にもつながっている。

③トラウマに特化したケア

- トラウマに特化したケアは、児童相談所内では行っていない。医療機関や児童心理治療施設がケアを担っており、児童相談所ではそれらの機関へつなぐことを大切にしている。

④ こどもの生活史の整理と意味づけ

- 乳児期から施設や里親等、生活の場が転々と変化してしまった際等、こどもが自身の生い立ちを肯定的に整理することが必要であると考えられる場合に、こどもの生活史の整理と意味づけを行っている。セッション型のライフストーリーワークを行うこともある。



心理教育に用いられている絵本
資料：沖縄県中央児童相談所

C こどもへのトラウマケアに関する関係者・関係機関との連携

- 関係者・関係機関には、トラウマケアの視点からの行動観察、再トラウマ化を防ぐ関わり方、生活場面でとり得る対処等を担ってもらうことを期待する。そのために、児童相談所は、こどものアセスメント結果を関係者・関係機関と共有し、適切な支援方法を助言するコンサルテーション的な役割を担うことを目指す。
- 児童心理司は、アセスメント結果やアセスメント時のこどもの様子を一時保護所職員と共有し、生活場面での対応を引き継いでいる。
- 施設や里親に対しては、情報共有、環境調整、親への助言等を行っている。児童心理司不足から、児童福祉司に対応してもらうケースもある。
- 児童相談所で行ったアセスメント結果を医療機関に提供して受診につなげることもある。
- 一時保護から復帰した後に、家庭や学校等で配慮が必要な場合には、要保護児童対策地域協議会の会議等を通じて環境調整や個別配慮を引き継ぐケースがある。施設入所の場合は、施設の心理士に引き継ぐ。

D こどもへのトラウマケアに関する研修

(1) 職員向け研修

- 新任の児童心理司が多い中、トラウマケアを実践できる人材の育成が求められている。「PTSD 対策専門研修」等により、トラウマに対するこころのケアに必要な知識を習得するとともに、先輩児童心理司からアセスメントツール（UPID 等）に関する指導やケースを通じた助言等を受けている。これらの指導や助言の時間を十分に確保していくことが課題である。
- 児童心理司が TF-CBT Introductory Training を受講している。現在、児童相談所では TF-CBT 等のトラウマに特化したケアは行っていないが、考え方や方法を学んでいる。

- 児童心理司同様、児童福祉司にも新任者が多い。児童心理司不足から、トラウマケアにおいて児童福祉司が担う役割も大きくなっているため、児童福祉司へのトラウマ研修も併せて重要となっている。児童心理司と児童福祉司と一緒に外部研修を受講する機会もある。
- 研修は、受講しただけに終わらず、個人で受けた研修を、伝達研修により同僚や関係者に伝えたり、自身で反芻しながら実際のケースで活かしたりすることが大切である。
- 県内の児童相談所は 2 か所だけのため、普段からケース対応についての情報共有等を頻繁に行っている。また、年 1 回以上、全児童心理司が集まる会議を開いており、協議や勉強会を実施している（ケースに基づく意見交換等）。

主な研修実績（令和 5 年度）		
研修名	目的・内容	主な対象者
●職員向け研修		
PTSD 対策専門研修 A 通常コース	国際精神・神経医療研究センターが実施するオンライン研修。災害被害者、犯罪・事故被害者、災害遺族、被虐待児童等、トラウマに対するこころのケアが必要な方に対応できる人材を確保するため、精神保健医療従事者等に対しトラウマに対するこころのケアにおいて必要な知識を系統的に習得することを目的とする。	児童心理司
TF-CBT Introductory Training	こころのケアとレジリエンス研究所が実施する対面研修。トラウマ治療のひとつである TF-CBT の習得を目的に、TF-CBT の各コンポーネントについて学ぶ。	児童心理司

(2) 外部向け研修

- 児童相談所が企画した、または講師派遣した外部向け研修はない。

E 今後の展望

- 離職や異動があり、新任の児童心理司（及び児童福祉司）が多い中、児童相談所としての専門性をどのように維持・向上していくかが課題である。児童相談所で働く上で、心理アセスメントや心理診断書作成等の基本的要素を体系的に学べるように、手引き、育成計画を見直していくことも重要である。
- 昨年度より、中途採用を開始し、経験を有する人材の採用にも努めている。
- 児童心理司のスーパーバイザーの確保が必要である。

児童相談所の概要

児童人口：183,766 人（令和 6 年 4 月）

一時保護所：あり

児童心理司数：9 人

令和 5 年度に児童虐待として通告を受理したこどもの人数

身体的虐待：295 人、性的虐待：12 人、ネグレクト：170 人、心理的虐待：1,313 人

PART III

トラウマケアにおける 連携機関の活動

トラウマケアに取り組む児童相談所と連携する機関について、診療機能、研修機能、スーパーバイズ機能等に注目して抽出した 2 機関に、ヒアリングを通じて、その活動内容や児童相談所との連携状況等についてうかがった。

活動の概要

- こころケアは、「こどもの回復支援」を理念に掲げ、①診療、②トリートメント、③コンサルテーション、④研修の4つの機能を持つ、トラウマケア専門の組織
- 非常勤医師6名、児童心理司2名、非常勤看護師1名の体制
- TF-CBTを毎年度5名程度、累計約50名に実施
- トラウマケアに専念して蓄積したスキルを基に、府内6か所の大阪府子ども家庭センター（児童相談所）や児童福祉施設等にトラウマインフォームドケア（TIC）等のコンサルテーションを提供

A こどもへのトラウマケアの取組の経緯・体制等

(1) 取組の背景・経緯

① こころケアの設立

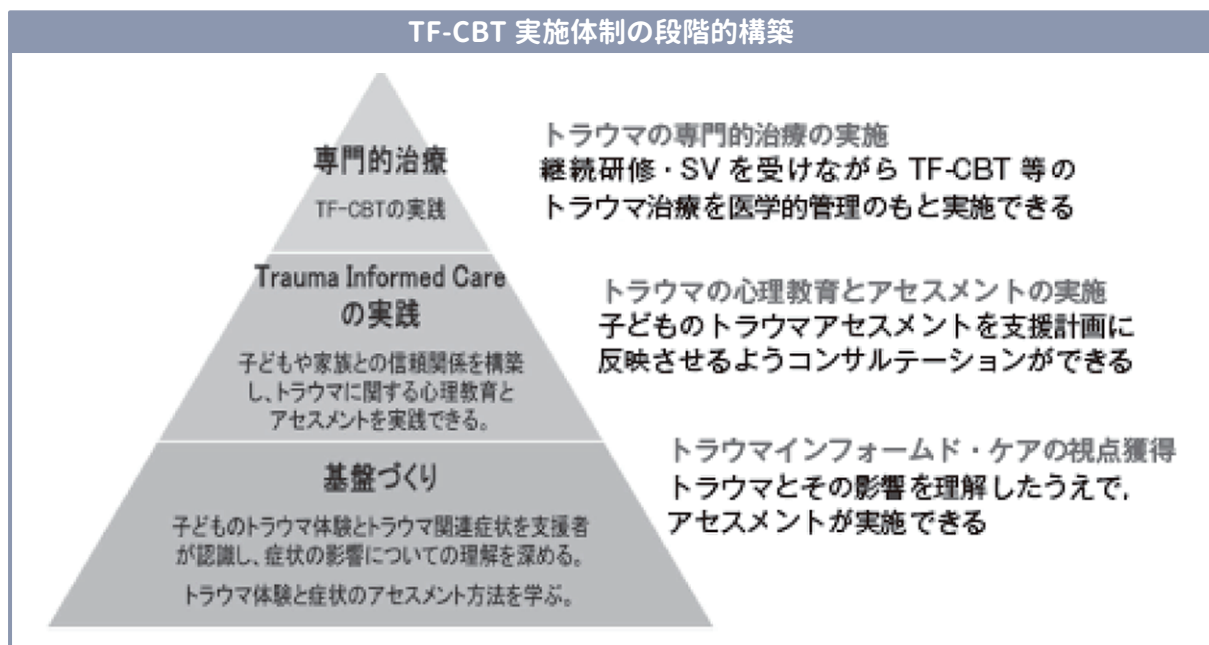
- 虐待を受けたこどもたちの多くが心に傷を抱えたまま施設に入所し、十分な治療がなされないまま安定することも難しく、施設内で暴力加害・被害等が繰り返されている状況があった。
- これを受け、平成23年度にトラウマケアの実態を把握する調査研究プロジェクトを実施。こどもの心のけがの回復のためのチームを設置し、翌24年度には、兵庫県こころのケアセンターの技術協力を得て、TF-CBTの基本理念を取り入れた。そして、平成25年6月、大阪府中央子ども家庭センター内に、施設入所児童等のトラウマケアを主たる目的とした診療所「こころケア（愛称）」が開設された。
- こころケアは、「こどもの回復支援」を理念に掲げ、①診療、②トリートメント、③コンサルテーション、④研修の4つの機能を持つ。診療対象は、一時保護中、施設入所中、里親・ファミリーホーム委託中のこどもたちとなっている。

② TIC、TF-CBT等の推進

- 平成26年度からは、こころケアの児童心理司によるTF-CBTを開始。
- 翌27年度からは、TICの推進を本格化。出前研修（府内地域に出向き、子ども家庭センターや府管施設の職員を対象にTIC研修を実施）、グループトラウマケア（施設入所児童を対象としたグループ療法）、こころケア医師によるセンター・施設の職員向け研修、TF-CBT症例検討会議等を展開。令和4年度からは一時保護所・施設の職員や里親支援機関等向けペアレント・トレーニング研修を開始した。近年では、家族再統合を目的として、心的外傷を受けたこども、およびこどもを身体的に虐待した養育者を対象にしたCPC-CBT（兵庫県こころのケアセンターと研究協力）、里親ケースを対象としたPCITの試行的実施を進めている。
- これらの取組は、おおむね現在まで継続されている。

(2) 実施体制・対応方針等

- 被虐待児等さまざまなトラウマを体験してきたこどもたちを対象に、医療と連携しながら、安全に TIC や TF-CBT を実施するための体制づくりを目指している。
- 現在、非常勤医師 6 名、中央子ども家庭センター常勤の児童心理司 2 名、非常勤看護師 1 名の体制となっている。常勤医師は 0 名だが、2 名の枠がある。



資料：大阪府中央子ども家庭センター こころケア

B こどもへのトラウマケアのアセスメントとケアの実施

(1) 診療機能

- 令和 5 年度の総患者数は 154 名。診察のほかに、児童福祉法 28 条等の法的対応時の医師所見の作成、ケースの相談対応（コンサル）、採血、処方箋発行を行っている。
- 診療情報提供書を発行して他院につなぐことも多々ある。また、障害年金の証明書、精神障害者保健福祉手帳発行のための診断書等も発行している。

(2) トリートメント機能

- 令和 5 年度（子ども家庭センター）では、医師による医学的な観点からの助言・投薬を 551 件、児童心理司によるトラウマに焦点を当てた心理教育を 274 件（31 名）、TF-CBT を 80 件（5 名）実施した。

① 基盤づくり（TIC）

- **トラウマアセスメント（UCLA 心的外傷後ストレス障害インデックス）**：児童心理司へのアセスメント研修を行い、子ども家庭センターの全児童心理司がアセスメントを行える状態を目指している。

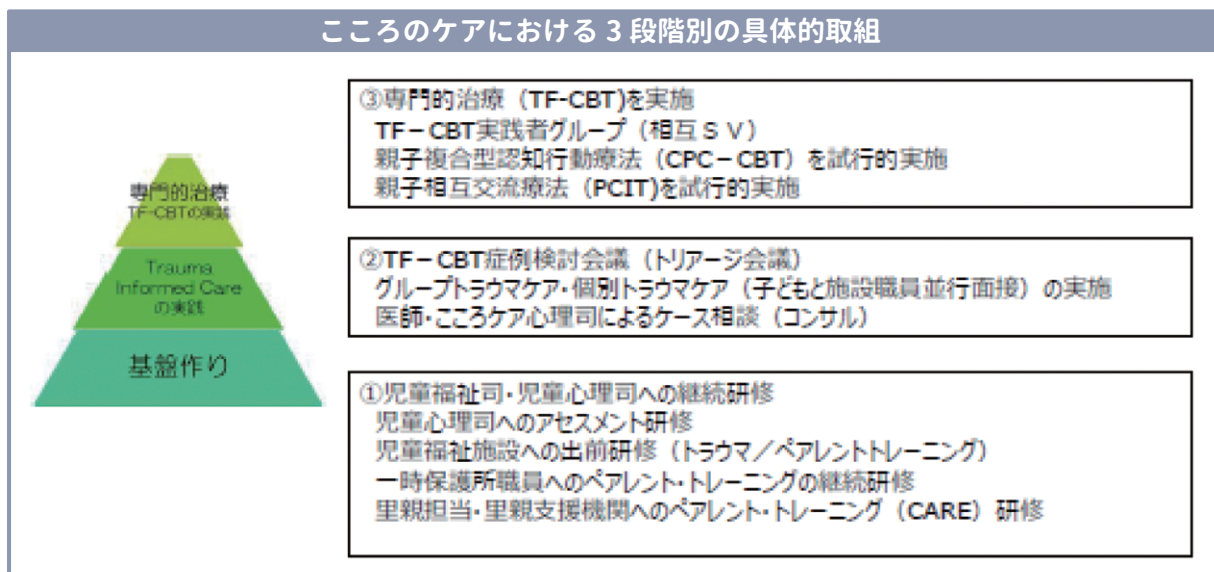
②トラウマに対応したケア

- **トラウマに焦点を当てた心理教育**：TIC の実践である。TF-CBT を実施しなくても TIC の実施でトラウマ症状が軽減されることもある。
- **個別／グループトラウマケア**：こどもと施設職員の並行面接プログラム。トラウマ症状等についての共通言語が増えることで、施設の生活支援に活かされやすい。近年では、低学年児童等向けにグループトラウマケアも実施している。

③トラウマに特化したケア

- **TF-CBT**：構造化されたプログラムなので、比較的短期間に集中的に行うことができる。毎年度 5 名程度、計約 50 名に実施してきている。トラウマに焦点を当てた特化した治療を行い、こどもの自責感、無力感が修正されることで、症状軽減だけでなく、その後の生活全般における主体性、自己肯定感がもたらされる。
- **TF-CBT 実践者の育成**：平成 27 年度から継続して、TF-CBT Introductory Training を受講（これまでの受講職員数 33 名、うち TF-CBT 実践者は 12 名）。TF-CBT はこころケアの児童心理司を中心に実施するが、各子ども家庭センターの児童心理司が実施するケースも増えている。
- **TF-CBT 症例検討会議**：トラウマの視点からケースを理解し、ケースワークと連動した支援を行うための臨床能力の向上、TF-CBT 実施に向けたケース選定を行う。月 1 回 2 時間実施。子ども家庭センター職員は参加可能で、毎回 25 ～ 35 名程度の参加。
- **TF-CBT 実践者グループ**：ケースについて学び合い、実践を支え合うことで、TIC 及び TF-CBT の治療スキルの維持・向上、相互 SV を目指す。TF-CBT Introductory Training 受講者と各センター SV の心理補佐がメンバーとなり、月 1 回 1 時間実施。
- **TF-CBT 実施の基準**：どのようなケースが子ども家庭センターにおいて TF-CBT 適応可能かを判断するためのトライアージを作成。トライアージは 4 領域（「こども側の準備要因」「施設職員の準備要因」「ケースワーク上の課題」「その他確認事項」）全 21 項目からなり、基準をクリアしているかを TF-CBT 症例検討会議で確認してから TF-CBT の実践となる。
- **TF-CBT 実践報告会(研修)**：こころケア主催で毎年 1 回実施。子ども家庭センター、一時保護所職員が参加。TF-CBT の治療構造や実施ケースにおける具体的な取組内容、生活のなかでの変化やトラウマからの回復について伝えることで、職員にトラウマ治療の効果を感じてもらい、TF-CBT 実施に繋がられるケースのイメージを持ってもらうことを目的としている。
- **TF-CBT の医学管理**：TF-CBT 実践前に、こころケアを受診し、医師による診立てを行う。TF-CBT 実施担当者、施設、子ども家庭センター、こころケア医師等によるカンファレンスを実施し、TF-CBT 実施に向けて同意を得る。TF-CBT 実施中もこころケア医師による診察を継続的に実施。TF-CBT 終了後は担当者による報告会を実施し、その後のフォロー体制も含めて話し合う。

こころのケアにおける 3 段階別の具体的取組



資料：大阪府中央子ども家庭センター こころケア

(3) コンサルテーション機能

- 子ども家庭センター職員や施設職員、里親、ファミリーホーム職員に対して、こどもの状態像についての理解を深め、生活におけるケアを充実させるために支援の方法を協議し助言を行っている。非常勤医師・こころケアの児童心理司がケース相談に対応している。
- 子ども家庭センターの職員の希望により、継続診療中／継続治療後カンファレンスを実施したり、処遇困難ケースの相談を受けることも多い。

(4) 研修機能

①施設職員への TIC 及びペアレント・トレーニング研修

- こころケアが施設へ出張して、施設や子ども家庭センター等の職員を対象に出前研修を実施（年 2 施設ずつ）。TIC 研修は、平成 29～令和 4 年度に計 12 施設で 24 回実施（1 施設 2 回シリーズ）。出前研修後のフォロー研修も実施している。また、令和 4 年度からは、TIC を土台とした施設へのペアレント・トレーニング研修を実施している。

②子ども家庭センター職員への TIC 研修

- こころケアの児童心理司による研修は、TIC を土台にしており、TIC に関わる研修を毎年度 1 つは実施している（ケースワークへの TIC の取り入れ、TIC とペアレンティング、TIC の具体的手法（心理教育）等）
- TF-CBT の普及に向けた研修（TF-CBT 実践報告等）を毎年度実施している。

③こころのケア医師による研修

- こころケアの医師が講師となり、子ども家庭センター・施設職員向けに、必要な基礎知識や医療知識を学ぶ内容の研修を実施している（感情の育ち、ネット依存、性暴力被害、精神疾患等）。



トラウマケアを専門的に実施する組織「こころケア」の役割

- 職員の異動が多い職場において、トラウマ治療や TIC を専門に行う組織があることで、こどものトラウマケアだけでなく、職員への TIC 研修の継続にもつながっており、こころケアが全子ども家庭センターの TIC 促進のために果たす役割は大きい。トラウマ治療を中心的に担うこころケアの心理司がトラウマケアに専念できることも大切である。
- こころケアで積み上げた TIC の知識やスキルを子ども家庭センターの職員に対して、コンサルテーションや研修という形で還元することができ、それが各センターでの TIC の土台作りや促進につながっている。

D 今後の展望

- 子ども家庭センターにおいて、経験年数の浅い職員が増える中、TIC の継続的な基礎研修を繰り返し、知識を普及させていく。
- 施設・一時保護所に対応する職員にとって、様々な課題を抱えるこどもに対応する中で、指導的な関わりとならざるを得ない場面も生じ、より高度な支援が求められる。ペアレント・トレーニング研修等を通じて、こどもへの関わりの工夫や支援力の向上につなげていく。
- 虐待の加害親への TIC やプログラムが十分ではない中、家族関係の再構築支援のため、虐待加害親に対する TIC の視点での支援を強化していく。
- 児童相談所の常勤医師（児童精神科医）の確保が難しい状況がある。府内の医療機関との連携を深められるよう努めていく



こころケア待合



グループ部屋の様子

資料：大阪府中央子ども家庭センター こころケア

機関の概要

体制：非常勤医師 6 人、児童心理司 2 人、非常勤看護師 1 人

令和 5 年度実績：

医学的な観点からの助言・投薬した件数（医師）：551 件

トラウマに焦点を当てた心理教育（児童心理司）：274 件、31 人

▷児童心理司によるこどもへのトラウマケア：（うち、238 件、25 人）

▷個別トラウマケアのプログラム：（うち、36 件、6 人）

TF-CBT：80 件、5 人

活動の概要

- ト라우マに関する専門的な相談・診療、研究・研修等の機能を提供
- こころのケアに携わる職員等を対象に「こころのケア研修」（基礎研修・専門研修）を提供
- ト라우マケアの3段階の研修をバランスよく提供することを重視
- 伝達研修や、多機関・多職種が参加する機関集約型研修等により、トラウマケアに関する知識が伝播する流れを作ることに注力

A ト라우マケアに関する活動内容

- 兵庫県こころのケアセンターは、トラウマ・PTSDに関する専門的な相談・診療、研究・研修等の機能を持つ全国初のこころのケアの拠点施設として、2004年4月に開設された。
- 阪神・淡路大震災での知見を研究・研修等で伝えるのみならず、新たな災害への対処、犯罪や暴力、虐待等の被害でトラウマを抱えた方への支援や治療を重視し、多様な相談に応えるとともに、併設する診療所で有効性が証明された治療の提供に注力している。
- また、事件や事案の発生時に関係機関から依頼があった場合のコンサルテーションも行っている。

B こどもへのトラウマケア研修の実施状況

本稿では、同センターの活動のうち、特に研修活動について記載する。

(1) 研修の経緯・目的・内容等

① こころのケア研修（基礎研修・専門研修）

- 同センターでは、こころのケアに携わる保健・医療・福祉・教育・消防・警察等の分野で活動されている方を対象に、各種課題への対処法等について学ぶ、「こころのケア研修」（基礎研修・専門研修）を提供している。
- 2011～2016年度に、「こどものトラウマの基礎知識」研修を年1～2回実施。様々な所属の人が参加した（児童相談所職員も多かった）。
- 2017年度から、「こどもの領域におけるTICの基礎」研修に移行。一般的なトラウマケアの研修を実施した。
- 2021年度からは、「関わりの中のTIC（基礎研修）」、「こどもの領域におけるTICの基礎（専門研修）」に分けて、それぞれ年間2回程度実施している。トラウマケアの3段階のうち、TIC、トラウマに対応したケアを対象とした研修としている。
- 令和6年度は、下表のような研修を実施している。

主なこころのケア研修コース（令和6年度、こどもへのトラウマケア等に関するもの）		
区分	コース名・概要	定員・対象
●令和6年度第1期（令和6年6月～10月）実施分		
基礎研修	関わりの中のトラウマインフォームド・ケア こころのケア（トラウマ）に関する全般的な基礎知識を取得し、生活の中でのトラウマとその影響に関する理解を深める。グループワークあり。 ・トラウマインフォームド・ケアの基礎 ・トラウマを「見える化」するための準備 ・安全・安心な環境とは	35名：教育・福祉・保健・医療関係等の対人支援業務従事者等
専門研修	DV被害者のこころのケア DV被害者のこころのケアに関する対処法等について理解を深める。 ・トラウマ・PTSDの理解 ・DVの理解と被害者支援 ・DVと児童虐待の交差の理解と介入	35名：母子自立支援員、女性相談員、児童相談所職員等のDV被害者相談支援関係職員等
専門研修	発達障害とトラウマ【Web開催】 発達障害とトラウマへの理解を深める。 ・発達障害とトラウマをめぐる諸問題 ・成人期の発達障害とトラウマ ・学童期の発達障害とトラウマ	35名：児童虐待関係職員、保健所職員、教職員、スクールカウンセラー、保育職員等
●令和6年度第2期（令和7年1月～2月）実施分		
専門研修	こどもの領域におけるトラウマインフォームド・ケア こころのケア（トラウマ）に関する全般的な基礎知識を習得し、理解を深める。グループワークあり。 ・トラウマインフォームド・ケアの基礎 ・児童福祉施設におけるトラウマインフォームド・ケア ・トラウマインフォームド・ケアの導入に向けて	35名：保健・医療・福祉・教育・司法・警察・消防関係等職員
専門研修	複雑性PTSD 複雑性PTSDとその支援について理解を深める。ワークあり。 ・複雑性PTSD概論 ・複雑性PTSDの支援—安定性の重要性— ・症例検討	35名：医療・保健・福祉・心理臨床等の分野の対人支援業務従事者

資料：兵庫県こころのケアセンター「令和6年度こころのケア研修 受講者募集のご案内」から抜粋

②特別研修

- 2014～2018年度に、「TF-CBT 概論研修」を実施。同センターの重要な研究テーマでもある TF-CBT を取り上げ、普及に努めている。
- 2018年度からは、「こどもの PTSD アセスメント研修」と「TF-CBT Introductory Training」をセットにして実施（3日間研修）。受講者の半数以上を児童相談所職員が占め、定員を大きく上回る応募が寄せられる。
- 2019年度からは、「CPC-CBT イントロダクトリー研修」も実施している。

主な特別研修コース（令和6年度、こどもへのトラウマケア等に関するもの）

コース名	特徴
こどもの PTSD アセスメント研修	主に、幅広い年齢のこどもへの面接方法、質問紙法（UCLA 等）の活用方法、PTSD の見立て等について学ぶ。4 時間程度の研修時間の中で、質問紙法の活用方法を学んだ後、その導入方法、見立て、見立てをフィードバックする方法等を研修している。 TF-CBT Introductory Training とセットで実施。
TF-CBT Introductory Training	TF-CBT の基本的な治療要素を学び、グループワークを通して実践に役立つ技術を習得する。2 日間のコースで、講義とワークにより TF-CBT の治療要素を学ぶとともに、セッションをどのように構造化するか、導入するか等を検討する。 講師は TF-CBT のトレーナー資格保有者。

③ その他研修

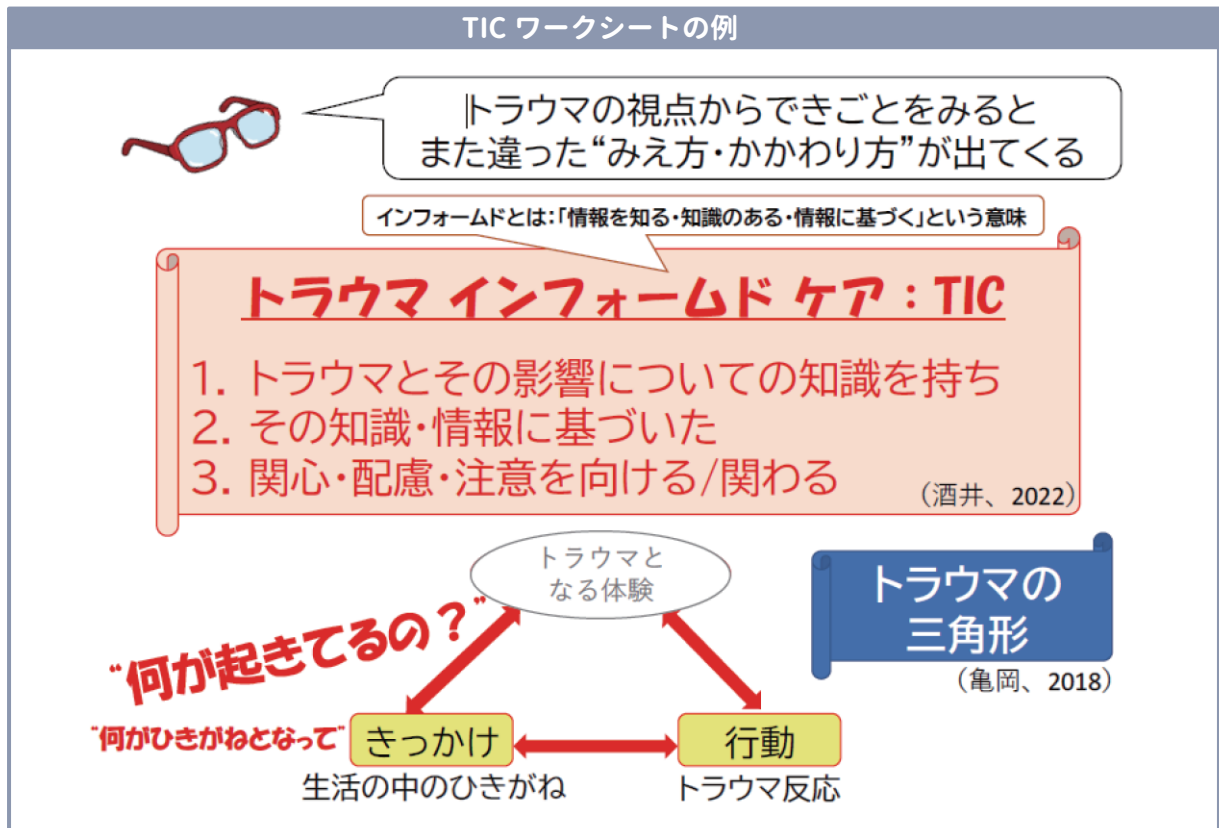
- 有志により立ち上げた、TF-CBT ラーニングコラボラティブ（LC）研究会が主催する研修にも技術協力している。LC 研究会では、県の児童相談所等から依頼を受け、児童相談所職員のほか、地域の診療機関や関係機関の職員も参加する「機関集約型研修」としても提供している。

(2) こどもへのトラウマケア人材の育成

- **TIC 人材**：こころのケア研修のうち、前期に「関わりの中のトラウマインフォームド・ケア」（基礎研修：こどもに限らず成人も対象。ワークシートを用いて、支援対象者をイメージしながら、4 人 1 組での多職種によるケア実践を学ぶ）、後期に「こどもの領域におけるトラウマインフォームド・ケア」（専門研修：基礎知識を実践に活かすことを目的に、支援対象者にどのように関わるかのワーク、支援者自身のセルフケアに目を向けたワーク等を行う）を受講することで、TIC の基礎をコンパクトに学ぶことができる。
- **TF-CBT 人材**：特別研修のうち、「こどもの PTSD アセスメント研修」や「TF-CBT Introductory Training」を受講したのち、現場でのケース進行中に同センターや LC 研究会のコンサルテーションを受けたり、LC 研究会における学び合いに参加したりすることを通じて関連知識を高めることができる。

(3) 研修成果を日々の実践に活かすための工夫

- TIC の実践に向けては、職員が共通認識を持って取り組んでいくことが重要である。そのために、TIC の視点から「何が起きているか」について、ワークシートを用いて観察する練習をすることが効果的である。ワークシートには視覚的なわかりやすさも重要である。
- TIC は多くの職員や関係機関に広げていく必要があるため、伝達研修を推奨している。同センターの研修受講者に対しては、講義資料を用いて、所内の伝達研修を積極的に行ってほしい旨を伝えている。また、人に教える経験が、その人の能力形成にも役立つ。伝達研修の結果、情報が正確に伝わらない可能性もあるが、少々不正確な点があっても、知識を伝播する流れを作ることが重要と考えている。
- 機関集約型研修で行う事例検討会等では、各相談所や施設が関係した事例を題材にして、所内で検討をしてもらうなど、組織的な取組を推奨している。自分事として学び、実践につなげていく活動を育てていくことが重要である。



資料：兵庫県こころのケアセンター



研修の効果・課題

- 機関集約型研修で、多職種が参加しての事例検討会を実施していると、研修期間中に、児童相談所内で TIC を率先できる人材や、TF-CBT を実践できる人材等が出てきたりする。
- 大阪府の児童相談所等では、実践者が育って、後輩を育成する活動が進んでいる。兵庫県の児童相談所でも、各所にトラウマケアを主導できる人材が育ち、こころのケアセンターと連携しつつ、自所でケアを行うようになってきている。
- TF-CBT を推進する児童相談所では、TIC の枠組みで、TF-CBT の治療要素のうち教育的な要素（PRAC）を実施し、こどもがスキルを習得するだけでも症状が軽減するケースもあり、有効である。
- 児童相談所間の研修格差が大きい。広く研修受講者を募集しているが、毎年度受講する相談所と、研修費がなく受講できない相談所がある。
- TIC ができていない組織にトラウマに特化したケアは実施できない。また、トラウマに特化したケアをしない組織で TIC だけが実践されると、ケアに歪みが生じやすい。トラウマケアの 3 段階の研修をバランスよく実施していくことが重要である。

D 今後の展望

- 虐待の新規ケースのうち約4割は再発ケースという。トラウマケア主体の組織を作り、TF-CBT実践により、トラウマ状態にあるこどもの回復を支援する流れを作らないと、自宅に返しては保護することの繰り返しになりかねない。
- 児童相談所からは、TF-CBT をどのように導入できるか等の問い合わせが増えている。研修で学んだ内容を基に、どのように実践を進めていくかのコンサルテーションが必要である。LC 研究会等とも連携し、専門家によるコンサルテーション機能を充実させたい。

機関の概要

公認心理師等数：4人 医師数：3人 精神保健福祉士数：1人 看護師数：2人
センター長の下、事業部（研修等を担当）、研究部（研究、相談、診療所を担当）の2つの部からなる。

略語一覧

- ACE** : Adverse Childhood Experiences, 小児期逆境体験
- A-DES** : Adolescent Dissociative Experiences Scale, 青年期解離体験尺度
- AF-CBT** : Alternatives for Families: A Cognitive-Behavioral Therapy, 家族のための選択肢：認知行動療法)
- EBT** : Evidence-Based Treatment, エビデンスに基づく治療法
- CARE** : Child-Adult Relationship Enhancement, 子どもと大人の絆を深めるプログラム
- CBCL** : Child Behavior Checklist, 子どもの行動チェックリスト
- CPC-CBT** : Child-Parent Cognitive-Behavioral Therapy, 親子複合型認知行動療法
- IES-R** : Impact of Event Scale-Revised, 改訂版出来事のインパクト尺度
- NET** : Narrative Exposure Therapy, ナラティブ・エクスポージャー療法
- PCIT** : Parent-Child Interaction Therapy, 親子相互交流療法
- PFA-SPR** : Psychological First Aid- Skills for Psychological Recovery, 心理的応急処置と心理的回復スキル
- TIC** : Trauma-Informed Care, トラウマインフォームドケア
- TF-CBT** : Trauma-Focused Cognitive-Behavioral Therapy, トラウマ焦点化認知行動療法
- TSCC** : Trauma Symptom Checklist for Children, 子どものトラウマ症状チェックリスト
- UPID** : UCLA PTSD Reaction Index for DSM-5、DSM-5 版 UCLA 心的外傷後ストレス障害インデックス（児童青年期用）
- WISC-5** : Wechsler Intelligence Scale for Children - Fifth Edition, ウェクスラー式知能検査第 5 版